

令和8年度

# 子ども・福祉行政の概要

岡山県子ども・福祉部

## 子ども・福祉行政の概要 目次

第1 子ども・福祉部の行政機構	
(1) 子ども・福祉部の行政機構図……	4
(2) 県民局・保健所の行政機構図……	5
第2 子ども・福祉部機構系統別分掌事務	
1 子ども・福祉部分掌事務……	6
2 本庁各課室及び出先機関等分掌事務……	6
3 条例等に基づく委員会、審議会、協議会等……	15
第3 令和8年度子ども・福祉行政の重点施策	
1 出会い・結婚応援プログラム……	16
2 妊娠・出産・子育て支援プログラム……	16
3 子育てと仕事の両立支援プログラム……	16
4 福祉サービス推進プログラム……	17
5 子ども・若者支援プログラム……	17
第4 主要事業の概要	
＝福祉企画課＝	
1 災害への対応……	18
2 戦争犠牲者等の援護業務……	18
3 原爆被爆者の援護業務……	19
＝指導監査課＝	
1 社会福祉法人・社会福祉施設の指導監督等……	20
2 障害福祉サービス事業者の指導監督……	20
3 介護サービス事業者の指導監督……	21
＝地域福祉課＝	
1 地域福祉の推進……	22
2 福祉基盤の充実……	23
3 災害への対応……	26
4 困難な問題を抱える女性への支援……	26
5 低所得者福祉……	26
＝子ども未来課＝	
1 少子化対策……	29
2 子ども・子育て支援施策の推進……	31
＝縁むすび応援室＝	
1 出会い・結婚支援……	35
＝子ども家庭課＝	
1 ひとり親家庭等の自立の促進……	37
2 子どもの貧困の解消に向けた対策……	37
3 児童手当……	37
4 子ども災害見舞金……	37
5 児童相談所による相談等の充実……	37
6 子ども虐待防止対策の推進……	38
7 社会的養育の推進……	39
8 青少年総合対策の推進……	40
9 すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援……	40
10 困難な状況にある子ども・若者やその家族への支援……	40
11 子ども・若者とともに育つ地域・社会づくり……	41
12 相談体制の充実……	41

＝障害福祉課＝

1	福祉のまちづくりの推進……………	43
2	障害者計画の推進……………	43
3	障害福祉計画・障害児福祉計画の 推進……………	44
4	障害者差別解消法への適切な対応…	44
5	障害者スポーツ大会の開催……………	44
6	身体障害のある人・知的障害の ある人の現状等……………	44
7	障害福祉サービス等の提供体制の 整備……………	45
8	各種障害福祉施策……………	47
9	県立施設等……………	48

＝長寿社会課＝

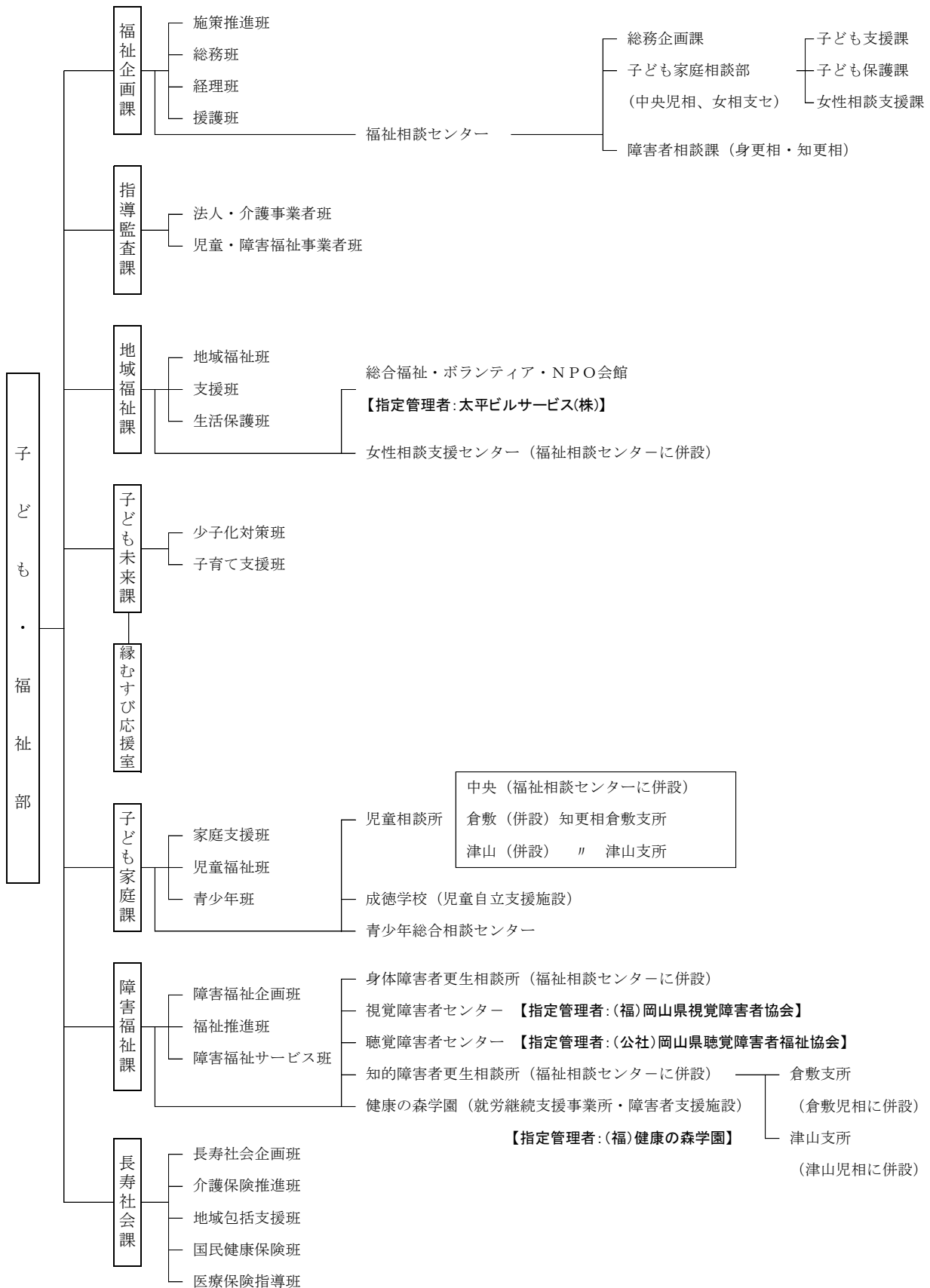
1	高齢者保健福祉施策の推進……………	50
2	認知症施策の推進……………	52
3	後期高齢者医療制度……………	53
4	国民健康保険……………	53

第5 令和8年度子ども・福祉部当初

予算額一覧表……………	55
-------------	----

# 第1 子ども・福祉部の行政機構

(1) 子ども・福祉部行政機構図 (令和8年4月1日現在)





## 第2 子ども・福祉部機構系統別分掌事務

### 1 子ども・福祉部分掌事務

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 社会保障に関する事項
- (3) 青少年の健全育成に関する事項

### 2 本庁各課室及び出先機関等分掌事務

○本 庁

課 室 名	班 名	所 掌 事 務
福祉企画課	施策推進班 総務班 経理班 援護班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子ども・福祉政策に関する企画及び調査研究に関すること。</li> <li>2. 災害救助に関すること。</li> <li>3. 戦傷病者、戦没者遺族、引揚者等の援護に関すること。</li> <li>4. 未帰還者の調査究明及び留守家族等の援護に関すること。</li> <li>5. 旧軍人、旧軍属及びその遺族の恩給に関すること。</li> <li>6. その他旧軍人、旧軍属等の身上の取扱いに関すること。</li> <li>7. 戦没者の叙位叙勲に関すること。</li> <li>8. 原子爆弾被爆者の援護に関すること。</li> <li>9. 社会福祉審議会に関すること。</li> <li>10. 福祉相談センターに関すること。</li> <li>11. その他他課の分掌に属しない子ども・福祉政策に関すること。</li> </ol>
指導監査課	法人・介護 事業者班 児童・障害 福祉事業者 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の指導監督に関すること。</li> <li>2. 社会福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。</li> <li>3. 児童福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。</li> <li>4. 生活困窮者福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。</li> <li>5. 身体障害者（身体障害児を含む。）福祉関係及び知的障害者（知的障害児を含む。）福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。</li> <li>6. 高齢者福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。</li> <li>7. 社会福祉施設の従事者等による虐待の防止に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</li> </ol>

課室名	班名	所掌事務
地域福祉課	地域福祉班 支援班 生活保護班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会福祉統計に関すること。</li> <li>2. 社会福祉事業の推進に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>3. 福祉ボランティア及び地域福祉活動の推進に関すること。</li> <li>4. 福祉に係る人材の育成に関すること。</li> <li>5. 社会福祉事業従事者の指導及び訓練に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>6. 総合福祉・ボランティア・NPO会館に関すること。</li> <li>7. 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）の相談及び支援に関すること。</li> <li>8. 女性相談支援センターに関すること。</li> <li>9. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策に関すること。</li> <li>10. 生活困窮者の福祉事業の推進に関すること。</li> <li>11. 生活困窮者の福祉に関する調査統計に関すること。</li> <li>12. 生活困窮者の保護及び更生に関すること。</li> <li>13. 福祉年金の支給に関すること。</li> <li>14. 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。</li> <li>15. その他他課の分掌に属しない生活困窮者に関すること。</li> </ol>
子ども未来課	少子化対策班 子育て支援班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 少子化対策に関する施策の企画立案及び総合調整に関すること。（子ども未来課縁むすび応援室の分掌に属するものを除く。）</li> <li>2. 児童の福祉に関すること（子ども家庭課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>3. 児童の福祉に関する調査統計に関すること（子ども家庭課及び障害福祉課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>4. 保育士の指導養成に関すること。</li> <li>5. 保育所及び認定こども園に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>6. 児童文化の向上に関すること。</li> <li>7. 子ども・若者未来会議に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</li> </ol>
縁むすび応援室		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 出会い・結婚支援に関すること。</li> </ol>
子ども家庭課	家庭支援班 児童福祉班 青少年班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 要保護児童等の福祉に関すること。</li> <li>2. 児童虐待の防止に関すること。</li> <li>3. 社会的養育推進計画に関すること。</li> <li>4. 児童の福祉に関する調査統計に関すること（子ども未来課及び障害福祉課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>5. 子どもの貧困対策の総合調整に関すること。</li> <li>6. ひとり親家庭（母子、父子及び寡婦）等の福祉に関すること。</li> <li>7. 児童扶養手当及び児童手当に関すること。</li> <li>8. 児童委員に関すること。</li> <li>9. 青少年対策の総合企画及び連絡調整に関すること。</li> <li>10. 青少年健全育成に係る総合的施策の実施に関すること。</li> <li>11. 青少年に対する不健全行為の禁止及び有害環境の規制に関すること。</li> <li>12. 青少年育成県民運動に関すること。</li> <li>13. 青少年健全育成関係団体に関すること。</li> <li>14. 青少年の団体活動の促進に関すること。</li> <li>15. 児童相談所、成徳学校及び青少年総合相談センターに関すること。</li> <li>16. 青少年健全育成審議会及びいじめの重大事態に係る再調査委員会に関すること。</li> <li>17. その他他課の分掌に属しない青少年対策に関すること。</li> </ol>

課室名	班名	所掌事務
障害福祉課	障害福祉 企画班 福祉推進班 障害福祉 サービス班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 身体障害者、知的障害者及び発達障害者(発達障害児(健康推進課の分掌に属するものを除く。))を含む。)の福祉事業の推進に関する事</li> <li>2. 身体障害者及び知的障害者の福祉に関する調査統計に関する事</li> <li>3. 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する事</li> <li>4. 身体障害者及び知的障害者に係る市町村の行う援護に関し、市町村間の連絡調整、情報の提供その他必要な援助を行う事</li> <li>5. 障害児の措置及び入所給付費に関する事</li> <li>6. 障害福祉サービス等による支援に関する事</li> <li>7. 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等に関する事</li> <li>8. 心身障害者扶養共済制度に関する事</li> <li>9. 医療費公費負担制度に関する事務の統括に関する事</li> <li>10. 福祉のまちづくりに関する施策の総合企画及び連絡調整に関する事</li> <li>11. 障害者の虐待の防止に関する事(他課の分掌に属するものを除く。)</li> <li>12. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する事</li> <li>13. 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、視覚障害者センター、聴覚障害者センター及び健康の森学園に関する事</li> <li>14. 障害者施策推進審議会及び障害者介護給付費等不服審査会に関する事</li> <li>15. その他他課の分掌に属しない身体障害者及び知的障害者に関する事</li> </ol>
長寿社会課	長寿社会 企画班 介護保険 推進班 地域包括 支援班 国民健康 保険班 医療保険 指導班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 長寿社会に対応する施策の企画立案及び総合調整に関する事</li> <li>2. 高齢者保健福祉計画に関する事</li> <li>3. 介護保険事業に関する事</li> <li>4. 認知症対策に関する事</li> <li>5. 高齢者の福祉事業の推進に関する事</li> <li>6. 高齢者虐待の防止に関する事(指導監査課の分掌に属するものを除く。)</li> <li>7. 後期高齢者医療制度に関する事</li> <li>8. 国民健康保険に関する事(特定健康診査及び特定保健指導を除く。)</li> <li>9. 岡山県介護保険審査会、岡山県国民健康保険審査会、岡山県後期高齢者医療審査会及び岡山県国民健康保険運営協議会に関する事</li> <li>10. その他他課の分掌に属しない高齢者保健福祉対策に関する事</li> </ol>

○ 出先機関等

出先機関等名		所掌事務	
県民局健康福祉部	備前	<p>企画調整情報課 健康福祉課 指導班 長寿社会班 事業者第一班 事業者第二班 福祉振興課 障害福祉・保護班 子育て支援班 保健課 地域保健班 保健対策班 東備地域保健課 地域保健班 保健対策班 衛生課 食品衛生班 生活衛生・医薬班 検査課 理化学検査班 微生物検査班 家庭児童相談室</p>	<p>○健康福祉部</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高齢社会に対応する施策の企画調整及び進行管理に関する事</li> <li>2. 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の総合調整に関する事</li> <li>3. 高齢者の保健福祉に関する事</li> <li>4. 生活保護に関する事</li> <li>5. 児童福祉に関する事</li> <li>6. ひとり親家庭（母子、父子及び寡婦）等の福祉に関する事</li> <li>7. 身体障害者福祉に関する事（身体障害者手帳に関する事務を除く。）</li> <li>8. 知的障害者福祉に関する事（療育手帳に関する事務を除く。）</li> <li>9. 地域における健康づくりに関する事</li> <li>10. 地域の保健、医療及び福祉に関する施策の企画立案及び総合調整に関する事</li> <li>11. 地域の保健、医療及び福祉に係る長期計画の策定及び総合調整に関する事</li> <li>12. 保健及び福祉に係るボランティアに関する事</li> <li>13. 保健福祉関係職員の研修に関する事</li> <li>14. 調査統計に関する事</li> <li>15. 保健所の業務との総合調整に関する事</li> <li>16. 前各号に掲げるもののほか、保健、医療及び福祉に関する事</li> </ol> <p>（企画調整情報課）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域の保健、医療及び福祉に関する施策の企画立案及び総合調整に関する事</li> <li>2. 地域の保健、医療及び福祉に関する長期計画の策定及び総合調整に関する事</li> <li>3. 地域の保健及び福祉に関する情報の収集、整理及び活用に関する事</li> <li>4. 保健及び福祉に係るボランティアに関する事</li> <li>5. 保健福祉関係職員の研修に関する事</li> <li>6. 調査統計に関する事</li> <li>7. 保健福祉関係表彰に関する事</li> <li>8. 健康危機管理体制等に関する事</li> <li>9. 保健所運営協議会に関する事</li> </ol> <p>（健康福祉課）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高齢化対策に関する事</li> <li>2. 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進に関する事</li> <li>3. 高齢者の在宅保健福祉に関する事</li> <li>4. 高齢者の医療及び健康増進事業の総合調整に関する事</li> <li>5. 認知症対策に関する事</li> <li>6. 社会福祉事業の推進に関する事</li> <li>7. 社会福祉関係の法人、団体、社会福祉施設及び事業所の指導監督に関する事</li> <li>8. 民生委員及び児童委員に関する事</li> <li>9. 戦傷病者、戦没者遺族等、引揚者、未帰還者留守家族等の援護に関する事</li> <li>10. 災害救助に関する事</li> </ol> <p>（福祉振興課）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活困窮者の保護及び更生に関する事</li> <li>2. 児童及びひとり親家庭（母子、父子及び寡婦）等の福祉に関する事</li> <li>3. 知的障害者の福祉に関する指導及び相談に関する事</li> <li>4. 身体障害者の福祉に関する指導及び相談に関する事</li> <li>5. 障害者医療費公費負担制度に関する事</li> <li>6. 高齢者の福祉に関する指導及び相談に関する事</li> <li>7. 児童文化の向上に関する事</li> <li>8. 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事</li> <li>9. 保育所及び児童厚生施設に関する事</li> <li>10. 困難な問題を抱える女性の保護及び更生に関する事</li> <li>11. 岡山県福祉年金に関する事</li> </ol>
	備中	<p>企画調整情報課 健康福祉課 指導班 長寿社会班 事業者第一班 事業者第二班 福祉振興課 障害福祉・保護班 子育て支援班 保健課 地域保健班 保健対策班 心の保健福祉班 井笠地域保健課 地域保健班 保健対策班 備北保健課 地域保健班 保健対策班 新見地域保健課 地域保健班 保健対策班 衛生課 食品衛生班 生活衛生・医薬班 備北衛生課 家庭児童相談室</p>	<p>○健康福祉部</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高齢社会に対応する施策の企画調整及び進行管理に関する事</li> <li>2. 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の総合調整に関する事</li> <li>3. 高齢者の保健福祉に関する事</li> <li>4. 生活保護に関する事</li> <li>5. 児童福祉に関する事</li> <li>6. ひとり親家庭（母子、父子及び寡婦）等の福祉に関する事</li> <li>7. 身体障害者福祉に関する事（身体障害者手帳に関する事務を除く。）</li> <li>8. 知的障害者福祉に関する事（療育手帳に関する事務を除く。）</li> <li>9. 地域における健康づくりに関する事</li> <li>10. 地域の保健、医療及び福祉に関する施策の企画立案及び総合調整に関する事</li> <li>11. 地域の保健、医療及び福祉に係る長期計画の策定及び総合調整に関する事</li> <li>12. 保健及び福祉に係るボランティアに関する事</li> <li>13. 保健福祉関係職員の研修に関する事</li> <li>14. 調査統計に関する事</li> <li>15. 保健所の業務との総合調整に関する事</li> <li>16. 前各号に掲げるもののほか、保健、医療及び福祉に関する事</li> </ol> <p>（企画調整情報課）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域の保健、医療及び福祉に関する施策の企画立案及び総合調整に関する事</li> <li>2. 地域の保健、医療及び福祉に関する長期計画の策定及び総合調整に関する事</li> <li>3. 地域の保健及び福祉に関する情報の収集、整理及び活用に関する事</li> <li>4. 保健及び福祉に係るボランティアに関する事</li> <li>5. 保健福祉関係職員の研修に関する事</li> <li>6. 調査統計に関する事</li> <li>7. 保健福祉関係表彰に関する事</li> <li>8. 健康危機管理体制等に関する事</li> <li>9. 保健所運営協議会に関する事</li> </ol> <p>（健康福祉課）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高齢化対策に関する事</li> <li>2. 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進に関する事</li> <li>3. 高齢者の在宅保健福祉に関する事</li> <li>4. 高齢者の医療及び健康増進事業の総合調整に関する事</li> <li>5. 認知症対策に関する事</li> <li>6. 社会福祉事業の推進に関する事</li> <li>7. 社会福祉関係の法人、団体、社会福祉施設及び事業所の指導監督に関する事</li> <li>8. 民生委員及び児童委員に関する事</li> <li>9. 戦傷病者、戦没者遺族等、引揚者、未帰還者留守家族等の援護に関する事</li> <li>10. 災害救助に関する事</li> </ol> <p>（福祉振興課）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活困窮者の保護及び更生に関する事</li> <li>2. 児童及びひとり親家庭（母子、父子及び寡婦）等の福祉に関する事</li> <li>3. 知的障害者の福祉に関する指導及び相談に関する事</li> <li>4. 身体障害者の福祉に関する指導及び相談に関する事</li> <li>5. 障害者医療費公費負担制度に関する事</li> <li>6. 高齢者の福祉に関する指導及び相談に関する事</li> <li>7. 児童文化の向上に関する事</li> <li>8. 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事</li> <li>9. 保育所及び児童厚生施設に関する事</li> <li>10. 困難な問題を抱える女性の保護及び更生に関する事</li> <li>11. 岡山県福祉年金に関する事</li> </ol>

出 先 機 関 等 名		所 掌 事 務
県 民 局 健 康 福 祉 部	美作 企画調整情報課 健康福祉課 指導班 長寿社会班 事業者班 福祉振興課 障害福祉・保護班 子育て支援班 保健課 地域保健班 保健対策班 真庭保健課 地域保健班 保健対策班 勝英地域保健課 地域保健班 保健対策班 衛生課 食品衛生班 生活衛生・医薬班 真庭衛生課 家庭児童相談室	(保健課、地域保健課、備北保健課及び真庭保健課) 1. 地域における保健及び福祉に係る一体的な施策の推進に関する こと。  (衛生課、備北衛生課及び真庭衛生課) 1. 生活衛生対策に係る保健福祉の調整に関すること。  (検査課) 1. 快適な環境づくりの推進の支援に関すること。  (家庭児童相談室) 1. 児童及び妊産婦の福祉に係る実情の把握に関すること。 2. 児童及び妊産婦の福祉に関する事項に係る相談、調査及び指導 に関すること。

出先機関名	所掌事務
福祉相談センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 庶務に関すること。</li> <li>2. 福祉相談センター内の連絡調整に関すること。</li> <li>3. 相談機能の強化に関すること。</li> <li>4. 児童相談所業務に関する情報の収集、整理及び活用に関すること。</li> <li>5. 児童相談所業務の事例検証に関すること。</li> <li>6. 児童相談所及び市町村職員の研修に関すること。</li> <li>7. 障害者スポーツの推進に関すること。</li> </ul>
子ども家庭相談部	
<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども支援課</li> <li>地域支援班</li> <li>心理支援班</li> <li>子ども養護班</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 市町村が行う児童及び妊産婦の福祉に関する業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。</li> <li>2. 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。</li> <li>3. 児童及びその家庭に対する調査、社会診断及び指導に関すること。</li> <li>4. 児童福祉統計に関すること。</li> <li>5. 他の児童相談所に対する1.～4.の業務の援助及び調整に関すること。</li> <li>6. 児童の措置に関すること。</li> <li>7. 児童福祉施設との連絡調整及び指導に関すること。</li> <li>8. 里親及び保護受託者の登録及び指導に関すること。</li> <li>9. 児童保護弁償金の額の決定に関すること。</li> <li>10. 児童の心理判定及び医学的診断並びにこれらに基づく指導に関すること。</li> <li>11. 児童及び保護者等の心理治療及びカウンセリングに関すること。</li> <li>12. 療育手帳の判定その他児童の心身障害に係る判定に関すること。</li> </ul>
子ども保護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 児童の一時保護に関すること。</li> <li>2. 一時保護児童の生活指導及び余暇指導に関すること。</li> <li>3. 一時保護児童の健康管理に関すること。</li> <li>4. 一時保護児童の行動観察及び行動診断に関すること。</li> <li>5. 一時保護児童の給食に関すること。</li> </ul>
女性相談支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 困難な問題を抱える女性及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれに付随して必要な支援を行うこと。</li> <li>2. 困難な問題を抱える女性の一時保護を行うこと。</li> <li>3. 被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者をいう。以下同じ。）に関する各般の問題について、相談に応じること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。</li> <li>4. 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他必要な指導を行うこと。</li> <li>5. 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。以下同じ。）の一時保護を行うこと。</li> <li>6. 被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。</li> <li>7. 法に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。</li> <li>8. 被害者を居住させ、保護する施設の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。</li> </ul>

	<p>障害者相談課 相談支援班 手帳交付班</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 身体障害者及び18歳以上の知的障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導に関すること。</li> <li>2. 身体障害者及び18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。</li> <li>3. 補装具の処方及び適合判定に関すること。</li> <li>4. 身体障害者の地域リハビリテーションに関すること。</li> <li>5. 身体障害者及び18歳以上の知的障害者に係る巡回相談に関すること。</li> <li>6. 身体障害者手帳又は療育手帳の交付及びこれに付随する業務に関すること。</li> </ol>
--	-----------------------------------	---

出先機関名		所掌事務
児童相談所	中央	<p>子ども相談第一課、子ども相談第二課)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市町村が行う児童及び妊産婦の福祉に関する業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。</li> <li>2. 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。</li> <li>3. 児童及びその家庭に対する調査、社会診断及び指導に関すること。</li> <li>4. 児童福祉統計に関すること。</li> </ol>
	倉敷	<p>子ども相談第一課 地域支援班 初期対応班 子ども相談第二課 子ども養護課 子ども発達支援課 心理支援第一班 心理支援第二班</p> <p>(子ども養護課)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童の措置に関すること。</li> <li>2. 児童福祉施設との連絡調整及び指導に関すること。</li> <li>3. 里親及び保護受託者の登録及び指導に関すること。</li> <li>4. 児童保護弁償金の額の決定に関すること。</li> </ol>
	津山	<p>子ども支援課 地域支援班 心理支援班</p> <p>(子ども発達支援課)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童の心理診断及び医学診断並びにこれらに基づく指導に関すること。</li> <li>2. 児童及び保護者等の心理治療及びカウンセリングに関すること。</li> <li>3. 療育手帳その他児童の心身障害に係る判定に関すること。</li> </ol> <p>(子ども保護課)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童の一時保護に関すること。</li> <li>2. 一時保護児童の生活指導及び余暇指導に関すること。</li> <li>3. 一時保護児童の健康管理に関すること。</li> <li>4. 一時保護児童の行動観察及び行動診断に関すること。</li> <li>5. 一時保護児童の給食に関すること。</li> </ol> <p>(子ども支援課)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子ども相談第一課、子ども相談第二課、子ども養護課及び子ども発達支援課の業務に関すること。</li> <li>2. 他の児童相談所に対する業務の援助及び調整に関すること(中央児童相談所に限る。)</li> <li>3. 子ども保護課の業務に関すること(津山児童相談所に限る。)</li> </ol>
成徳学校	総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 庶務に関すること。</li> <li>2. 給食に関すること。</li> </ol>
	指導課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童の学習指導、職業指導及び生活指導に関すること。</li> <li>2. 児童の心理学上及び精神医学上の診査に関すること。</li> <li>3. 児童の能力及び適性の判定に関すること。</li> <li>4. 児童の余暇利用の指導に関すること。</li> <li>5. その他児童の自立支援に関すること。</li> </ol>
女性相談支援センター		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題につき、相談に応ずること。</li> <li>2. 困難な問題を抱える女性及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれに付随して必要な指導を行うこと。</li> <li>3. 困難な問題を抱える女性の一時保護を行うこと。</li> <li>4. 被害者に関する各般の問題について、相談に応じること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。</li> <li>5. 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。</li> <li>6. 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。以下同じ。)の一時保護を行うこと。</li> <li>7. 被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。</li> <li>8. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。</li> <li>9. 被害者を居住させ、保護する施設の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。</li> <li>10. 岡山県男女共同参画の促進に関する条例第22条第1項第2号に掲げる行為により被害を受けた者に対し、適切な助言、一時的な入所等による保護その他の必要な支援を行うこと。</li> </ol>

出 先 機 関 名		所 掌 事 務
青少年総合相談センター		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 青少年のいじめ、不登校、非行等に関する相談及び指導に関する事。</li> <li>2. 青少年に関する他の相談機関のあつせんに関する事。</li> <li>3. 青少年に関する情報の収集及び提供に関する事。</li> <li>4. 1.～3.に掲げるもののほか、青少年総合相談センターの目的の達成に必要な業務に関する事。</li> </ol>
身体障害者更生相談所		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 身体障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導に関する事。</li> <li>2. 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関する事。</li> <li>3. 補装具の処方及び適合判定に関する事。</li> <li>4. 地域リハビリテーションに関する事。</li> <li>5. 巡回相談に関する事。</li> <li>6. 身体障害者手帳の交付及びこれに付随する業務に関する事。</li> </ol>
知的障害者更生相談所		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 知的障害者に関する問題につき、家庭その他からの相談に応ずる事。</li> <li>2. 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれに付随して必要な指導を行う事。</li> <li>3. 療育手帳の判定及び交付並びにこれに付随する業務に関する事。</li> </ol>
健康の森 学園	総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 庶務に関する事。</li> <li>2. 地域との交流及び普及啓発に関する事。</li> </ol>
	訓練部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 知的障害者の基本的な生活訓練及び指導に関する事。</li> <li>2. 知的障害者の就労その他の社会参加の促進に必要な適応訓練及び指導に関する事。</li> <li>3. 知的障害者の退園後の指導及び援助に関する事。</li> <li>4. 県民に対する啓発の推進に関する事。</li> <li>5. その他知的障害者の訓練及び指導に関する事。</li> </ol>

### 3 条例等に基づく委員会、審議会、協議会等

課室名	名称	根拠法令等	担 任 事 務
福祉企画課	岡山県社会福祉審議会	社会福祉法 岡山県社会福祉審議会条例	社会福祉に関する事項（精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議する事務
子ども未来課	岡山県子ども・若者未来会議	地方青少年問題協議会法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 子ども・子育て支援法 こども基本法 岡山県子ども・若者未来会議条例	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項の調査審議及び意見の具申並びに当該施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整及び意見の具申、幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業の停止又は施設の閉鎖の命令及び認可の取消しについての調査審議及び意見の具申、子ども・子育て支援事業支援計画並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議及び意見の具申並びにこども施策及び県こども計画の調査審議及び意見の具申に関する事務
子ども家庭課	岡山県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法 岡山県附属機関条例	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立についての調査審議及び意見の具申並びに関係行政機関相互の連絡調整に関する事務
	岡山県青少年健全育成審議会	岡山県附属機関条例	青少年の健全育成及び非行防止に係る事項の調査審議及び意見の具申に関する事務
	岡山県いじめの重大事態に係る再調査委員会	いじめ防止対策推進法 岡山県いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例	いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づく同法第28条第1項の規定による調査の結果についての再調査に関する事務
障害福祉課	岡山県障害者施策推進審議会	障害者基本法 岡山県障害者施策推進審議会条例	障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、調査、審議する事務
	岡山県障害者介護給付費等不服審査会	岡山県障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例	介護給付費等、地域相談支援給付費等、障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に対する不服申立て（審査請求）の審理に関する事務
長寿社会課	岡山県国民健康保険審査会	国民健康保険法	国民健康保険に関する被保険者からの不服申立て（審査請求）に対する審理及び裁決を行う事務
	岡山県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法 岡山県国民健康保険運営協議会条例	国民健康保険の運営に関する事項の審議を行う事務
	岡山県介護保険審査会	介護保険法	介護保険に関する被保険者からの不服申立て（審査請求）に対する審理及び裁決を行う事務
	岡山県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律	後期高齢者医療に関する被保険者からの不服申立て（審査請求）に対する審理及び裁決を行う事務

### 第3 令和8年度 子ども・福祉行政の重点施策

人口減少社会・超高齢社会の到来などの新たな時代の潮流と変化に的確に対応するため、県政の最上位計画である「第4次晴れの国おかやま生き生きプラン」において、「結婚・子育ての希望がかなう社会の実現」「夢を育む教育県岡山の推進」「地域を支える産業の振興」「安心して豊かさが実感できる地域の創造」を重点戦略としている。その下に、戦略プログラムとして「出会い・結婚応援プログラム」「妊娠・出産・子育て支援プログラム」「子育てと仕事の両立支援プログラム」「福祉サービス推進プログラム」「子ども・若者支援プログラム」を掲げ、これらのプログラムに着実に取り組むことにより、すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現を目指す。

#### 1 出会い・結婚応援プログラム

出会い・結婚を応援するため、民間事業者等と連携し、若者向けの情報発信や恋活・婚活イベント、企業間でのマッチングイベントを実施するとともに、従業員へ県の結婚支援の取組を周知する「縁むすび応援企業」制度を創設し、普及啓発を行う。

また、結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」の利便性向上のためのシステム改修や登録無料キャンペーンの継続、同窓会の開催支援など、結婚気運の醸成や、多様な出会いの機会の提供に取り組み、結婚の希望がかなう環境づくりを推進する。

結婚・子育てに対する前向きな意識の醸成を図るため、ロールモデルとなる子育て中の人とのワークショップ等を取り入れたライフデザイン講座の実施や、人生設計を考えるきっかけとなる資材の配布など、若い世代が結婚・子育てについて考える機会を提供する。

結婚に伴う新生活のスタートに係る費用に対し独自の補助を行う市町村を支援することにより、市町村による取組の拡大を図る。

#### 2 妊娠・出産・子育て支援プログラム

社会全体で子育てを応援する気運を醸成するため、子どもや子育て世帯に対するサポート活動などと呼びかける「こどもまんなかマナーアップ県民運動」を実施する。

少子化要因「見える化」ツールを活用し、少子化対策の施策形成・実施に主体的に取り組む市町村へ伴走支援するなど、市町村と連携し、効果的な少子化対策を推進する。

若い世代の結婚や子育てと仕事との両立に対する不安等を解消するため、子育て家庭を訪問して子育て体験や先輩ママ・パパとの交流を行う機会を提供し、前向きな意識醸成を図る。

#### 3 子育てと仕事の両立支援プログラム

従業員の子育て支援の取組を行う企業に対して助成金を交付するとともに、経営者等が子育て支援に前向きに取り組む意識を醸成するためのセミナーを実施するなど、男女ともに安心して子育てしながら働くことができる環境づくりを推進する。

保育士不足を解消するため、地域限定保育士試験制度の導入を行うとともに

に、保育士・保育所支援センターを核とした、潜在保育士の掘り起こしや就業支援の取組を一層推進する。

また、市町村や保育士養成校と連携し、広域エリアでの保育の魅力発見フェア、市町村が養成校の学生へ直接働きかける場の調整支援など、さらなる保育士確保に取り組む。

保育士の負担軽減を図るため、公立保育施設への保育支援員の配置支援や、ICT化等の各保育現場に応じた環境改善に向けた支援を行うほか、働きやすい職場環境づくりを推進することにより、保育士の離職防止につなげる。

#### 4 福祉サービス推進プログラム

障害者差別の解消や合理的配慮の提供について周知啓発等を行うとともに、障害のある人が困っているとき自分にできる範囲でサポートするあいサポーターを養成し、障害のある人や障害の特性について県民の理解促進を図る。

障害のある人の就労移行・定着を進めるため、スキルアップ研修やワークフォーラム等を開催するとともに、就労定着等支援アドバイザーによる就労定着支援に取り組む。

発達障害のある子どもの早期支援を推進するため、専門の医療機関での診断後、継続的なフォローアップが身近な地域で受けられるよう、関係機関のネットワーク化を図るとともに、専門の医療機関や療育機関が少ない県北地域で、必要な診察や療育を早期に受けることができる体制づくりに取り組む。

強度行動障害のある人が地域で安定して生活できるよう、支援者の人材育成や受入事業所等に対する専門家の派遣コンサルテーションの実施など、地域の支援体制の充実を図る。

介護テクノロジー等の導入支援により介護現場の生産性向上を図るとともに、サービス提供の効率性が低い中山間地域で訪問介護事業者等への支援を市町村と連携して行う。また、市町村が地域包括ケアシステムを推進できるよう、介護予防事業への助言やアウトリーチによる伴走型支援等を行う。

外国人介護人材の受入れを希望する事業所に対して、海外現地での人材確保に資する取組を支援するとともに、受入事業所職員への研修等の実施や、受入環境整備の支援などを行うことで、外国人介護人材の円滑な就労・定着を図る。

#### 5 子ども・若者支援プログラム

虐待を受けた子どもの保護や支援にあたり、弁護士との顧問契約や未成年後見制度の活用により、児童相談所の法的対応力の強化を図るとともに、子どもの安全と最善の利益を確保する。

県内児童相談所に一時保護施設における個別ケアの充実や教育の保障などを行う一時保護対応協力員等を配置し、一時保護機能のさらなる強化を図る。

不適切な養育等の影響で、より手厚い支援が必要な子どもの支援を行うため、ファミリーホームにおいて補助員を追加配置する場合の人件費を補助することにより、子どもの育ちのニーズに応えられるよう家庭的養育を推進する。

青少年のコミュニケーションツールの変化等に合わせ、悩みや不安を抱える青少年が相談しやすい環境の整備を図るため、岡山県青少年総合相談センターにおいて、SNSを活用した相談窓口を設置する。

医療的ケア児等を受け入れた短期入所サービス事業所へ補助する市町村への助成や、新たに受け入れようとする事業所の開設支援等を行うとともに、支援者の人材育成を進める。

## 第4 主要事業の概要

### 《福祉企画課》

#### 1 災害への対応

大規模災害発生時に救助を迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。

##### (1) 災害救助法の運用等

県内で災害が発生し、災害救助法が適用されたときは、迅速に市町村へ救助の委任を行うなど、的確に災害救助法の運用を行うとともに、市町村等と連携し、被災者生活再建支援金や災害弔慰金の支給事務等を円滑に進める。

##### (2) 公的備蓄

南海トラフ地震の被害想定に基づき、県の公的備蓄のうち、アルファ米及び排便収納袋を計画的に購入し、岡山空港貨物ターミナル及び県民局・地域事務所に備蓄する。

○県の備蓄量 (令和8年4月1日時点)

品目	目標量	備蓄量
アルファ米	375,100 食	375,100 食
排便収納袋	239,645 枚	255,800 枚

#### 2 戦争犠牲者等の援護業務

旧軍人・旧軍属及び戦傷病者、戦没者遺族、帰国者又は未帰還者など戦争犠牲者に対する援護は、国家補償の見地から主に「恩給法」、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」、「戦傷病者特別援護法」を基本として、種々の援護施策が行われてきており、援護範囲の拡大、年金額の増加や特別弔慰金の増額等内容の改善・充実が図られている。

中国残留邦人等については、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」等に基づき、各種支援策を行う。

##### (1) 戦傷病者に対する援護

傷病恩給・障害年金の給付の請求指導、国への進達及び戦傷病者手帳の交付、療養の給付、補装具の交付、JR乗車券類引換証の交付等を行うほか、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の裁定事務を行う。

##### (2) 戦没者遺族に対する援護

戦没者等の妻に対する特別給付金、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の裁定事務を行う。

また、戦没者遺族相談員を設置し、戦没者遺族の相談に応じ、必要な指導、助言を行う。

##### (3) 旧軍人・旧軍属等に対する援護

旧軍人等の在職年に対応する普通恩給、一時恩給、加算改定等の請求手続の指導及び受給資格の審査並びに国への進達を行う。

また、公的年金への加算や叙勲の申請等のために軍歴証明書を発行する。

#### (4) 中国残留邦人等に対する援護

生活習慣や言葉等の相違から日本社会に定着していく上で困難を伴う中国残留邦人等に対して、生活の安定を図るための各種支援給付及び配偶者支援金の支給、日常生活の相談に応じる自立指導員や自立支援通訳の派遣、日本語教室やスクーリングの実施等、地域社会において早期に定着・自立ができるよう支援を行う。

### 3 原爆被爆者の援護業務

原子爆弾被爆者の健康の保持増進を図るため、無料で健康診断を実施する。また、各種手当の支給や介護老人福祉施設の入所等介護保険利用に係る自己負担分の助成を行うほか、被爆者相談員による相談事業等を実施する。

○県内被爆者数の推移

(単位：人)

年 度	被爆者数	新規	転入	転出	死亡
令和5年度	884	7	10	4	67
令和6年度	834	4	7	3	58
令和7年度	764	2	4	2	74

## 《指導監査課》

## 1 社会福祉法人・社会福祉施設の指導監督等

## (1) 社会福祉法人の指導監査

社会福祉法に基づき、法人の適正な運営の確保を図るため、社会福祉法人に対する指導監査等を行う。

○社会福祉法人の数（令和8年4月1日現在）

社会福祉法人	88
--------	----

※県所管の現存する法人のみ計上

## (2) 社会福祉施設の指導監査

社会福祉法をはじめとする関係法令（老人福祉法等）に基づき、社会福祉法人が設置している各種社会福祉施設について、施設の適正な運営の確保を図るため、指導監査等を行う。

○社会福祉施設の数（令和8年4月1日現在）

施設種別及び関係法令	施設名	施設数
生活保護 【生活保護法】	救護施設	5
	授産施設	1
障害者福祉 【障害者総合支援法】	障害者支援施設	20
老人福祉 【老人福祉法】	養護老人ホーム	12
	特別養護老人ホーム	79
	軽費老人ホーム	30
児童福祉 【児童福祉法等】	児童養護施設	6
	児童発達支援センター	13
	障害児入所施設	1
	児童家庭支援センター	2
	保育所	101
	幼保連携型認定こども園	73
	保育所型認定こども園	15
	児童厚生施設	17
社会福祉住居 【社会福祉法】	無料低額宿泊所	2
合計		377

※県所管の現存する施設のみ計上

## (3) 福祉サービス第三者評価事業

県が認証した公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から事業者の提供するサービスの質を評価し、その評価結果を公表する、福祉サービス第三者評価事業を推進する。

## 2 障害福祉サービス事業者の指導監督

障害者総合支援法・児童福祉法に基づき、障害福祉サービス事業所等の指定を行うとともに、指定を受けた事業者に対し、障害福祉サービスの質の確保・向上を図るための指導監督を行い、指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には監査を行う。

また、相談支援事業者に係る市町村が行う指定及び指導監督等の事務に関して、指導・助言を行う。

## ○障害福祉サービス事業所等の数（令和８年４月１日現在）

居宅介護	92	自立生活援助	4
重度訪問介護	65	共同生活援助	67
同行援護	18	施設入所支援	24
行動援護	9	地域移行支援	23
療養介護	2	地域定着支援	22
生活介護	75	小計（障害者総合支援法）	641
短期入所	56	児童発達支援	96
自立訓練（機能訓練）	2	放課後等デイサービス	145
自立訓練（生活訓練）	5	居宅訪問型児童発達支援	5
宿泊型自立訓練	1	保育所等訪問支援	28
就労移行支援	6	福祉型障害児入所施設	1
就労継続支援A型	28	医療型障害児入所施設	1
就労継続支援B型	135	小計（児童福祉法）	276
就労定着支援	7	合計	917

※県所管の現存する施設・事業所のみ計上（休止を除く。）

### 3 介護サービス事業者の指導監督

介護保険法に基づき、介護サービス事業所等の指定（許可）を行うとともに、指定を受けた事業者に対し、介護サービスの質の確保・向上を図るための指導監督を行い、指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には監査を行う。

また、介護サービス事業者に係る市町村が行う指定及び指導監督等の事務に関して、指導・助言を行う。

## ○介護サービス事業所等の数（令和８年４月１日現在）

訪問介護	152	短期入所生活介護	115
訪問入浴介護	4	短期入所療養介護 （みなしを含む。）	92
訪問看護ステーション	58	特定施設入居者生活介護	43
訪問看護（みなしを含む。）	465	福祉用具貸与	26
訪問リハビリテーション （みなしを含む。）	472	特定福祉用具販売	26
居宅療養管理指導 （みなしを含む。）	972	介護老人福祉施設	90
通所介護	151	介護老人保健施設	40
通所リハビリテーション （みなしを含む。）	914	介護医療院	16
		合計	3,636

※県所管の現存する施設・事業所のみ計上（休止、介護予防を除く。）

※「みなし」とは、保険医療機関等の指定や介護老人保健施設、介護医療院の許可があったときに介護保険事業所の指定があったものとして取り扱われるものをいう。

## 《地域福祉課》

### 1 地域福祉の推進

高齢者や障害のある人、子育て中の人などを含め、地域におけるすべての人が、人としての尊厳と個性を尊重されながら、家庭や地域の中で、自立し、安全・安心に暮らせる地域共生社会の実現を目指す。

#### (1) 地域共生社会の実現

令和7年3月に改訂した「岡山県地域福祉支援計画」に基づき、共に支え合う地域づくりの推進、利用者本位の福祉サービスの提供体制の整備、市町村地域福祉計画の策定の支援・推進を図る。

#### (2) 包括的な支援体制の整備

地域共生社会の実現に向け、市町村において、地域の特性を踏まえた包括的な支援体制の整備が進むよう、研修会の開催やアドバイザーの派遣等の支援を行うとともに、重層的支援体制整備事業を実施する市町村に対し経費を補助する。

#### (3) 孤独・孤立対策

地域の実情に応じた孤独・孤立対策を推進するため、官・民・NPO等、多様な主体の連携によるプラットフォームを運営するとともに、孤独・孤立対策の機運の醸成に向けたシンポジウムや、参画団体の連携を促進するためのワークショップ等を開催する。

#### (4) 福祉・ボランティア活動等の活性化促進

県民総参加の下に、ボランティア・NPO、福祉関係団体、行政等が協働して地域福祉を推進するための総合拠点施設として平成17年度に整備した「総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）」の有効活用を図る。

#### (5) 民生委員・児童委員活動の推進

民生委員・児童委員の役割、活動に必要な知識及び地域社会における問題等について研修会を開催するとともに、地区民生委員・児童委員協議会が行う研修事業に対して助成することにより、民生委員・児童委員の資質の向上を図り、協力体制を整備する。

また、民生委員の担い手を確保するため、民生委員の業務負担の軽減、理解度の向上及び多様な世代の参画に資する事業を実施する市町村を支援する。

#### (6) 高齢者、障害のある人等への福祉サービスの利用等支援（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が十分でない人が地域において自立した生活を送れるよう、適切な福祉サービスの利用援助など日常生活に必要な支援を行う。

#### (7) 矯正施設退所者等への福祉サービスの利用支援（地域生活定着促進事業）

犯罪をした人等のうち、高齢又は障害があることにより福祉の支援を必要とする人について、「地域生活定着支援センター」において、保護観察所等と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるよう支援を行う。

## 2 福祉基盤の充実

超高齢社会を迎え、福祉・介護サービスの需要は増大しているにもかかわらず、福祉・介護職場では有効求人倍率の高さにも見られるように人材の確保が難しい状況にあるため、福祉・介護人材の安定的な確保を図り、その定着を支援する。

また、社会福祉施設の整備に対する支援を行うとともに、福祉サービスに関する適正な運営の確保を図る。

### (1) 福祉・介護人材の確保及び定着

#### ア 推進体制

##### (ア) 福祉人材センターの運営

岡山県社会福祉協議会内に設置した「岡山県福祉人材センター」において、関係機関・団体と連携し、無料職業紹介や福祉サービスに関する広報、啓発等を行い、豊かな人間性を備えた質の高い人材の福祉・介護職場への就業と、就業した人材の定着を図る。

##### (イ) 福祉・介護人材確保対策推進協議会の運営

福祉・介護人材の確保に向けて、県、福祉人材センター、事業所（団体）、職能団体、養成施設、労働局などの関係機関や団体で構成するネットワーク組織によって、目標共有や、役割分担を明確にしなが、連携と協働の意識を醸成し、オール岡山で取り組む。

#### イ 事業の推進

地域医療介護総合確保基金の活用などにより、福祉・介護分野への多様な人材の参入を促し、職員が生き生きと働き続けることができる環境づくりを行うための事業を実施する。

目 的	主 な 事 業 内 容
入職者を増やす	<p>【若年層、一般の方、興味・関心がある方向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 効果的な情報発信（おかやまフクシ・カイゴWEB）</li> <li>○ 介護の日（11月11日）関連啓発イベントの一体的実施</li> <li>○ 福祉・介護の仕事出前講座の実施（小・中・高校生対象）</li> <li>○ 福祉・介護に関するセミナー等の開催</li> <li>○ 福祉のしごと職場体験ツアーの実施（小・中学生対象）</li> <li>○ インターンシップの実施</li> <li>○ 福祉・介護分野未経験者向け入門的研修から入職までの一体的支援モデル事業の実施</li> <li>○ おかやま介護グランプリ（介護技術競技）の実施</li> </ul> <p>【養成施設の学生・事業所の職員向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護福祉士修学資金等の貸付（外国人も対象）（ウに再掲）</li> <li>○ 外国人留学生に対する日本語学習等の支援</li> <li>○ EPA、技能実習、特定技能等の学習支援</li> </ul> <p>【事業所向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国人留学生に奨学金を支給する施設への補助</li> <li>○ 海外での介護人材確保の取組への支援</li> <li>○ 外国人介護人材受入制度説明等の実施</li> </ul>

	<p><b>【求職者向け】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉人材センターのキャリア支援専門員によるきめ細かなマッチング</li> <li>○ 福祉の就職フェアの開催</li> <li>○ 介護分野・障害福祉分野就職支援金の貸付（ウに再掲）</li> </ul>
離職者の再就職を促す	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 潜在的有資格者の再就職に向けた研修の実施</li> <li>○ 離職した介護福祉士等の資格届出制度の推進</li> <li>○ 離職した介護人材への再就職準備金の貸付（ウに再掲）</li> </ul>
離職者を減らす	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新任職員合同入職式の開催</li> <li>○ 社会保険労務士による仕事の悩み相談・出張講座の実施</li> <li>○ キャリア形成のための訪問研修・セミナーの実施</li> <li>○ 研修受講時の代替職員の確保支援</li> <li>○ 介護福祉士資格の取得を目指す介護職員への実務者研修受講費用の貸付（ウに再掲）</li> <li>○ メンター制度導入支援事業の実施</li> <li>○ 介護職種の技能実習生及び介護分野における特定技能外国人を対象とした集合研修等の実施</li> </ul>
働きやすい職場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所の外国人受入環境整備への支援</li> <li>○ おかやま☆フクシ・カイゴ職場すまいる宣言の実施</li> </ul>

ウ 介護福祉士修学資金等の貸付

介護福祉士養成施設や福祉系高校の在学者で、卒業後、介護福祉士として県内において指定業務に従事しようとする者に対し、修学資金を無利子で貸与し、修学を容易にするとともに、介護施設・事業所で働きながら介護福祉士資格の取得を目指す者に対し、実務者研修受講費用を無利子で貸与することにより、質の高い介護職員の確保及び定着を図る。

また、離職した介護人材に対し、再就職準備金を、他業種で働いていた方で一定の研修を終了した方に対し、就職支援金を無利子で貸与することで幅広く介護人材の確保を図る。（貸付主体：（福）岡山県社会福祉協議会）

○新規貸付状況

年 度	区 分	貸付決定人員 (うち外国人)	貸付決定額（千円）
令和6年	修学資金	68(46)	115,739
	実務者研修受講資金	48	8,364
	再就職準備金	2	1,200
	介護分野就職支援金	5	1,000
	障害福祉分野就職支援金	1	200
	福祉系高校修学資金	1	440
令和7年	修学資金	80(50)	131,790
	実務者研修受講資金	44	7,627
	再就職準備金	4	1,600
	介護分野就職支援金	3	600

	障害福祉分野就職支援金	0	0
	福祉系高校修学資金	0	0

## エ 外国人介護人材に対する支援

### (ア) 外国人介護人材獲得強化事業

- i) 外国人介護人材の受入れを希望する事業所等が、海外現地での働きかけを強化し、現地での学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う経費の一部を助成し、受入促進を進める。
- ii) 外国人介護人材を受け入れる事業所や受入れのきっかけをつかめない事業所等へ受入れにあたり課題となる事項の相談会等を行う。

### (イ) 外国人介護人材研修等支援事業

- i) 受入事業所の職員に対し、外国人介護人材受入制度や、文化・風習への配慮などを含む、外国人職員の指導方法などについて学ぶ集合研修を実施する。
- ii) 外国人職員（技能実習生・特定技能1号）に対し、介護技能向上のための集合研修及び訪問研修を実施する。

### (ウ) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

経済連携協定（EPA）に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士の資格取得を目指す者（外国人介護福祉士候補者）が介護福祉士国家試験に合格できるよう、日本語及び介護分野の専門知識に係る学習の支援を行う。

### (エ) 福祉・介護人材参入促進事業（留学生に対する日本語学習支援等）

養成施設等が受け入れた留学生を対象に、養成課程のカリキュラム外の時間において、外国人留学生に対し日本語学習（介護現場で使用する専門用語等の学習）支援や介護分野の専門知識を強化するための指導を行う。

### (オ) 外国人介護留学生受入事業者に対する奨学金支援事業

介護福祉士の資格取得を目指す留学生へ奨学金等の支援を行い、将来、当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減することで、県内の介護人材確保を図る。

### (カ) 介護福祉士修学資金貸付事業

介護福祉士を目指して養成施設に在学する学生に、修学資金を貸付け、修学を容易にすることで、質の高い介護福祉士の確保を図る。

### (キ) 外国人介護人材受入環境整備事業

外国人介護人材受入事業所等が、コミュニケーション支援やメンタルヘルスケア等の生活支援等を行う経費の一部を助成する。

## (2) 社会福祉施設等の充実

### ア 社会福祉施設等の整備

県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画、県障害福祉計画などに基づき、社会福祉施設の計画的な整備を行う。

## ○令和7年度社会福祉施設等の整備実績

施設種別	箇所数			備考 (その他の内容)
	創設	その他	計	
障害福祉サービス事業所	1	-	1	
障害者支援施設	1	1	2	大規模修繕(1)
放課後児童クラブ	25	6	31	改築(6)
児童養護施設	1	-	1	創設(1)
合計	28	7	35	

## イ 福祉サービスに関する苦情解決

岡山県社会福祉協議会内に「運営適正化委員会（苦情解決合議体）」を設置し、公正・中立な第三者機関として、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決する。

**3 災害への対応**

災害時に、県、市町村、災害時協力協定団体等が連携して、要配慮者（災害時に高齢や障害等により特に配慮を要する者）をはじめとする被災者の支援を適切に行えるよう、平時の取組を推進する。

## ○災害時における福祉支援体制整備事業

県、市町村、福祉関係団体等による災害時の連絡体制や検討事項に関する会議や、社会福祉施設職員等を対象に災害対応に関する研修会を実施するとともに、岡山DWA T（災害派遣福祉チーム）の機能強化を図るなど、災害時に福祉支援を機能させるための体制整備を図る。

**4 困難な問題を抱える女性への支援**

日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性の支援の拠点であり、DV被害者支援の中核ともなる女性相談支援センターにおいて、各種相談への対応や相談を行う機関の紹介、緊急性がある場合の一時保護や必要に応じた医学的・心理学的な援助の実施とともに、夜間・土曜のDV電話相談を行う。

また、市町村等と連携した配偶者等からの暴力防止の啓発に取り組むとともに、被害者にとって最も身近な行政主体である市町村の支援体制の強化を図る。

**5 低所得者福祉****(1) 生活保護制度**

## ア 保護の実施状況

県内の近年の生活保護率は、昭和56年度の1.37%をピークに平成8年度には0.68%まで低下したが、景気の長期低迷等の影響を受けて上昇に転じた。

その後、平成17年度の0.98%以降、ほぼ横ばい状態となっていたが、平成20年後半からの景気・雇用情勢の悪化に伴い急激に上昇した。平成29年度の1.34%以降、県全体では若干減少傾向にあったが、令和4年度から岡山市・倉敷市の都市部では増加傾向で、郡部は減少傾向となっており、県全体では、ほぼ横ばいとなっている。

なお、保護の実施機関は、県（県民局）、市及び福祉事務所設置村である。

## ○保護世帯数等（令和8年3月分）

実施機関	保護世帯数(世帯)	保護人員(人)	保護率(%)
3 県民局(10町)	414	496	0.48
15市	18,330	22,687	1.32
2 村	9	12	0.57
合 計	18,753	23,195	1.27

## イ 生活保護制度の適正実施

生活保護の適用は、資産、能力その他あらゆるものの活用を要件としているが、真に生活に困窮している者に対しては速やかに必要な給付を行うとともに、保護を受ける必要がない者が不正に給付を受けることがないように、適正に運営することが必要である。また、自立助長のための就労支援などの充実が求められている。

このため、研修等により福祉事務所職員の資質の向上を図るとともに、岡山労働局等関係機関との連携強化や福祉事務所への法施行事務監査を通じて実施水準の向上に努めている。

## ○保護の種類

生活扶助	衣食その他日常生活の需要を満たすために必要な費用
教育扶助	義務教育を受けるために必要な学用品、教材、学校給食、通学に要する費用
住宅扶助	家賃等のほか家屋の補修等に要する費用、転居に際しての敷金等の費用
医療扶助	医療機関において診療を受ける費用、施術、看護、治療材料の購入費等の費用
介護扶助	介護を受けるのに必要な費用、福祉用具、住宅改修、施設介護、移送等の費用
出産扶助	居宅又は施設内での分娩に要する費用
生業扶助	被保護者の自立を促進するために、小規模の事業を営むための費用、必要な技能の習得のための費用、就職の準備のための費用、高等学校等の就学費用
葬祭扶助	葬祭に要する費用

## ウ 生活扶助基準の改定

生活扶助基準の改定は、国民の消費動向に対応して行われており、平成15年度及び平成16年度においては、国民の消費支出や物価が下落する中で、国民全体の消費水準との均衡を図るため制度発足以来初めて引き下げられた。平成17年度から平成24年度までは据え置かれたが、平成25年8月から平成27年度まで、段階的に引き下げが行われた。また、平成30年10月から令和2年度まで、それまでの基準額から減額幅を5%以内に調整を図る経過的加算を設け、平成30年10月を起点として1年間ずつ3年間をかけて段階的に改定が行われた。令和5年10月の基準改定では、コロナ禍以降の物価上昇の影響を踏まえて「臨時的・特例的な措置」として、一人につき月額1,000円を上乗せし、令和7年10月から、さらに一人につき月額500円を加算する措置により、保護費が見直し前より下がらないようにしており、令和8年10月から、さらに一人につき月額1,000円を加算する措置を講じることとしている。

## ○級地別の生活扶助基準（令和8年4月現在）

区 分	基 準 額	市 町 村 名
1 級地－2	160,130円	岡山市、倉敷市
2 級地－2	151,820円	玉野市
3 級地－1	150,780円	津山市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町

3級地-2	145,600円	真庭市、美作市、和気町、新庄村、鏡野町、勝央町、 奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町
-------	----------	---

(注)33歳、29歳、4歳の3人世帯の場合(一人につき月額1,500円(※)の上乗せ措置含む)  
※令和8年10月以降、月額2,500円に変更

エ 保護施設の状況

生活保護法による県内の保護施設は、障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させ生活扶助を行うことを目的とする救護施設と、就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会等を提供し自立助長を目的とする授産施設がある。

○県内の保護施設の状況(令和8年3月31日現在)

	公 立		社会福祉法人		計	
	施設数	現員(定員)	施設数	現員(定員)	施設数	現員(定員)
救護施設	2	45(80)	5	299(310)	7	344(390)
授産施設	—	—	2	53(60)	2	53(60)

(2) 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業を行う。必須事業として、就労その他の自立に関する相談支援や、事業利用のためのプラン作成等を行う自立相談支援事業(令和7年度新規相談件数 県全体7,521件、うち3県民局分36件)を実施するとともに、離職により住宅を失った者等に家賃相当の住居確保給付金を支給する(令和7年度支給実績 県全体23件3,573,600円、うち3県民局分0件0円)。

また、任意事業として、県では、就労意欲や生活能力・就労能力が低いなどの課題を抱える者に対し、県内の中間就労の場において被保護者等就労準備支援事業を行うとともに、市町村での任意事業の取組が進むよう先進事例の説明会を開催するなど、情報の提供や助言等の支援を行う。

## 《子ども未来課》

## 1 少子化対策

社会・経済に大きな影響を及ぼす今日の急速な少子化の流れに歯止めをかけるとともに、子育てを地域全体で支え応援し、次代を担う子どもたちが健やかに育つ社会づくりを進めることが重要となっている。

○県の人口推移 (各年10月1日現在、単位：人)

年次	県人口	年 齢 別 内 訳		
		0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成17年	1,957,264	275,743	1,236,318	438,054
平成22年	1,945,276	264,853	1,178,493	484,718
平成27年	1,921,525	247,890	1,098,140	540,876
令和2年	1,888,432	229,352	1,032,394	557,991

※国勢調査による。

※人口総数には、年齢区分不詳を含む。

○合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に生む子どもの数）、出生数（人）

	区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
合計特殊出生率	岡山県	1.53	1.47	1.48	1.45	1.39	1.32	1.27
	全 国	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20	1.15
出生数	岡山県	14,485	13,695	13,521	13,107	12,371	11,575	10,926
	全 国	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759	727,288	686,061

※厚生労働省「人口動態調査（確定数）」による。

## (1) 「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」の推進

子ども・若者や子育て家庭を取り巻く社会・経済環境の変化を踏まえ、少子化対策・子育て支援・子どもや若者の育成支援施策の総合的な計画である「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」に基づき、すべての子ども・若者が健やかに生まれ育つ環境づくりを推進する。

本プランは、こども基本法に基づく「県こども計画」及び子ども・子育て支援法に基づく「県子ども・子育て支援事業支援計画」等に位置付けている。

## ア 子どもが主役プロジェクト

子どもの意見を子どもに関する事業実施に生かすため、子どもを対象としたアンケート等を実施する。

## (2) 市町村と連携した少子化対策の推進

## ア 地域少子化対策重点推進交付金

国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用し、結婚や子育てに温かい社会づくり、気運の醸成などの取組を行う市町村を支援するとともに、新婚世帯に住宅費用や引越費用などを補助する結婚新生活支援事業に取り組む市町村の拡大を図る。

## イ 少子化対策に挑戦する市町村バックアップ事業

各地域の実情に応じたオーダーメイド型での効果的な少子化対策を推進するため、国の少子化対策地域評価ツールを活用して、市町村の現状分析から課題の把握、対策の検討、事業実施まで、2年間にわたり人的、財政的に伴走支援を行う。

## ウ 少子化分析市町村支援事業（活用編）

少子化要因「見える化」ツールの活用により、分野横断的に課題と要因を整理し、

効果的な少子化対策の施策形成や実施に主体的に取り組む市町村に対し、2年間にわたり人的、財政的に伴走支援を行うとともに、効果的な施策の横展開を図る。

### (3) 子育てにやさしい社会づくり

#### ア こどもまんなかマナーアップ県民運動事業

子育てに優しい社会を実現するため、地域全体で子育てを応援する気運の醸成を図る県民運動を実施する。

#### イ ももっこカード利用促進事業

協賛店でカードを提示すると料金割引等のサービスを受けることができる「ももっこカード」を企業・市町村との協働で展開する。また、令和6年1月からアプリ版の運用を開始しており、利用者ニーズ等を踏まえた拡張を行うとともに、協賛店登録拡大に向けたPR活動等を実施する。

### (4) 子育てと仕事の両立支援

「県内企業の子育て支援に関する調査」（令和5年度実施）の結果、「企業として子育て支援に取り組むべき」と考えている事業所は9割を超える一方で、実際の取組具合は規模や業種によって差があること、また、積極的な取組には経営者の意識や社風が影響していることが分かった。

これらを踏まえ、経営者の意識改革や、企業の取組状況に応じた支援を行い、企業との連携の下、男女ともに安心して子育てと仕事を両立できる職場環境づくりを推進する。

#### ア おかやま子育て応援宣言企業活性化事業

おかやま子育て応援宣言企業制度のさらなる活性化に向け、登録企業の訪問指導、アドバンス企業の更新制の導入やロゴマークの周知等により、制度の魅力や認知度の強化を図る。

#### イ 働きやすい・安心して子育てできる職場づくり応援事業

##### (ア) 経営者等の意識醸成推進事業

企業での子育て支援の取組には、経営者や役員の理解や社風が大きく影響していることから、経営者等が子育て支援により前向きに取り組む意識を醸成するため、産業労働部と共同でエリアセミナーを実施する。

##### (イ) 企業版子育て支援情報展開事業

子育て支援の取組が進んでいない企業を後押しするため、令和7年3月に運用を開始した企業版子育て支援ポータルサイト「ハレまる。」の情報発信力や魅力、認知度の強化、優良事例集の作成により、国や自治体の支援制度の情報提供や、優良事例の横展開を図り、県内企業の子育て支援の取組の底上げを図る。

##### (ウ) 子育て応援宣言企業等取組推進事業

アドバンス企業のメリット強化を図るため、労働局や関係団体等と連携しながら、就職説明会での制度PRや、大学等への制度の周知、認定要件達成に向けた就業規則改正等の支援を行い、子育て支援に取り組んでいる企業のさらなる取組を推進する。

#### ウ 従業員の子育て支援応援事業

子育てしやすい職場環境の整備は、従業員の満足度向上に寄与するだけでなく、人材の確保にもつながることから、事業者が実施する子育てと仕事の両立が可能な環境を整える取組に対し、助成金を交付する。また、アドバンス企業に対しては、補助上限額の拡大を行う。

#### エ とも育て応援事業

男女ともに協力して家事・子育て等を担う共育てを推進するため、家事・育児に協力して取り組むきっかけとなる「家事・育児シェアシート」を作成・配布する。

また、父親や祖父母が家事・育児に参画するためのヒントをまとめた「おかやま子育て応援BOOK（パパ編、グランパ&グランマ編）」の内容改定及び増刷を行う。

### （５）ライフデザイン構築支援

#### ア 結婚・子育てライフデザイン講座事業

子育て中の方とのワークショップや出産・育児に関する社会保障制度等の紹介を取り入れたライフデザイン講座を、より多くの高校生や大学生、専門学校生に提供できるよう開催回数を拡大して実施する。

#### イ 子育て家庭留学プログラム事業

若い世代が、子育て中の家庭を訪問し、子育て体験や先輩ママ・パパとの交流を通じて、将来設計のヒントを得る体験型事業を実施し、若い世代の結婚や子育てに対する不安を解消し、前向きな意識醸成を図る。併せて、体験記事及び動画の作成に取り組み、事業の横展開を図る。

また、子育て中の先輩ママ・パパをゲストに迎え、結婚や子育て、仕事との両立等についての体験談を聞き、自らの将来設計を描く交流会では、大学での開催を新たに加え、将来設計支援の充実を図る。

さらに、前向きな意識醸成に加え、お互いの理解を深め、子育てがしやすい職場づくりを推進するため、県庁職員が先輩職員の育児の状況を直接体験する事業を、企業への横展開を見据え、モデル事業として実施する。

### （６）第３子以降保育料無償化事業

多子世帯の経済的負担を軽減し、３人以上の子どもを持ちたい世帯の希望がかなうよう、第３子以降の０～２歳児の保育料を無償化又は軽減する市町村を支援する。

## ２ 子ども・子育て支援施策の推進

地域全体の子育て家庭のニーズを的確に把握し、これに対応した良質な教育・保育施設や子育て支援事業等を総合的に提供できるよう、子ども・子育て支援制度の着実な実施に努める。

具体的には、保育所、認定こども園等の利用に対する「子どものための教育・保育給付」、認可外保育施設、預かり保育等の利用に対する「子育てのための施設等利用給付」、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用に対する「乳児等のための支援給付」、地域の実情に応じて実施される「地域子ども・子育て支援事業」等について、実施主体である市町村を、国とともに重層的に支援する。

## ○保育所・認定こども園の状況（各年度4月1日現在）

区分	公私の別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設数 (か所)	公立	197	194	192	185	184
	私立	268	270	272	279	282
	計	465	464	464	464	466
利用定員数 (人) (A)	公立	18,654	18,600	18,368	17,783	17,732
	私立	30,068	30,115	30,404	30,809	30,712
	計	48,722	48,715	48,772	48,592	48,444
利用児童数 (人) (B)	公立	15,807	15,416	14,874	14,138	13,580
	私立	29,621	29,815	29,757	30,112	30,049
	計	45,428	45,231	44,631	44,250	43,629
充足率 (B/A)	公立	84.7%	82.9%	81.0%	79.5%	76.6%
	私立	98.5%	99.0%	97.9%	97.7%	97.8%
	計	93.2%	92.8%	91.5%	91.1%	90.1%
待機児童数 (人)		104	79	56	31	22

※こども家庭庁「保育所等利用待機児童数調査」、「こどもの福祉と保健に関する状況報告」(R7～)、厚生労働省「福祉行政報告例」(~R6)による。

## (1) きめ細かな保育の充実等

- ア 地域子育て支援拠点事業  
子育て中の親子が集い、相互交流や子育てについての相談等ができる場を提供する。
- イ 一時預かり事業  
一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の負担軽減のために支援が必要な場合に、乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う。
- ウ 延長保育事業  
保育所、認定こども園等で通常の利用日・利用時間以外の日・時間に保育を行う。
- エ 病児保育事業  
保護者が就労している場合等で、自宅での保育が困難なときに、病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行う。また、病児保育施設を市町村域を越えて相互利用することにより、病児保育を利用しやすい環境整備を図る。

## (2) 保育人材の確保

- ア 保育士の試験・登録  
保育士試験を年2回実施するとともに、保育士の資格を有する者が保育士業務を行えるよう、児童福祉法の規定に基づき、県が備える保育士登録簿へ保育士登録を行う。  
また、さらなる保育人材の確保に取り組むため、新たに県内で保育士として働く資格を付与することができる地域限定保育士制度を活用する。地域限定保育士試験は、実技試験の代わりに実技講習の修了認定をもって保育士資格を取得できるものであり、試験合格者への受験手数料の補助を行うことにより、受験促進を図る。
- イ 保育士・保育所支援センター  
保育人材の確保に向け、保育士・保育所支援センターにおいて、求人情報の提供やマッチング等により潜在保育士の掘り起こしと就業支援を行うとともに、相談支援や研修会の開催により現任保育士の離職防止を図る。

## ウ 保育士修学資金等貸付

保育士修学資金貸付制度を活用し、県内指定保育士養成校に在学する学生の県内保育所等への就職を促進するとともに、保育士就職準備金貸付制度を活用し、潜在保育士の再就職を支援する。

**(3) 市町村等と連携した広域的な取組**

## ア 保育士確保

## (ア) 広域エリアでの保育の魅力発見フェア

県内指定保育士養成校の学生等に対する県内保育施設での就労を促す取組とするとともに、養成校へ進学希望の高校生に保育の魅力を伝える機会とするため、広域エリアでの保育の魅力発見フェアを開催する。

## (イ) 保育士募集のエリア一括発信

市町村の保育士募集を県において一括して発信する。

## (ウ) 市町村と養成校との連携支援

市町村が養成校学生へ直接働きかける場の調整支援を行うことにより、市町村の保育士確保の取組の支援を図る。

## イ 保育士の負担軽減

## (ア) 保育補助者等の配置支援

国補助制度を活用し、研修修了等を要件とする保育補助者（公立・私立）や、資格不要の保育支援者（私立）の配置経費を支援するとともに、単県事業として、公立保育施設への保育支援者の配置経費を支援する。

## (イ) ICT機器見本市の開催

保育業務のさらなるICT化推進に向けたシステム見本市を開催する。

## (ウ) 専門家による個別実地相談指導

保育の専門家を派遣し、保育施設の課題に応じた個別実地相談指導を行う。

## (エ) 若手保育士の交流会

若手保育士が悩み等を共有・相談できる場づくりとして交流会を開催し、若手保育士の離職防止や横のつながり強化を図る。

## (オ) 管理者向け職場環境改善セミナー

働きやすい職場づくりのための意識の醸成を図るため、保育所等の運営に携わる保育施設の管理者を対象としたセミナーを実施する。

## ウ 県・市町村子育て支援施策推進会議

平成30年に設置した「県待機児童等対策協議会」を発展的に解消し、厳しさを増す保育人材の確保等について、情報共有や議論を深める場として令和6年に新設した「県・市町村子育て支援施策推進会議」を活用し、全市町村と県が連携・協力しながら施策の推進を図る。

#### (4) 保育の質の向上

##### ア 発達障害児支援保育士等研修

人間形成の基礎となる乳幼児期を過ごす保育所等において、子どもの発達の課題や特性を理解した支援が行えるよう、保育士等を対象とした研修を実施する。

##### イ 3歳未満児保育サービス向上支援研修

3歳未満児の保育の実施に必要な知識及び技術の習得を図るとともに、保育士同士の情報交換の機会を提供し、地域の子育て支援の核となる保育士等の資質向上を図る。

##### ウ 保育士等キャリアアップ研修

保育現場におけるリーダー的職員を育成する研修を実施し、保育士等のキャリアアップ及び処遇改善につなげる。

##### エ 子育て支援員研修

地域における子育て支援の担い手として、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター事業、乳児等通園支援事業などで保育や子育て支援に従事する人材を育成するための研修を実施する。

#### (5) 放課後児童クラブの支援

##### ア 放課後児童健全育成事業

児童館、保育所・学校の余裕教室などを利用して、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る放課後児童クラブの運営及び施設・設備の整備を支援する。

##### イ 放課後児童クラブ学びの場充実事業等

児童の学習活動をサポートする人員の配置等を支援することにより、児童に学習習慣を定着させる。また、地域の様々な人々と関わり合うことのできる体験活動の実施を支援することにより、充実した学びの場を構築し、児童の健全な育成を図る。

##### ウ 放課後児童支援員等の確保及び質の向上

###### (ア) 放課後児童支援員認定資格研修

児童の育成支援に従事する「放課後児童支援員」の資格取得研修を実施し、放課後児童クラブの人材確保を図る。

###### (イ) 放課後児童支援員等資質向上研修

児童の育成支援に従事して間もない職員や、指導的立場にある職員に対する資質向上研修等を体系的に実施することにより、放課後児童支援員等のキャリアアップ及び処遇改善につなげる。

#### (6) 地域の子育て支援の充実

##### ア ももっこステーションの利用促進

乳幼児とその保護者が相互に交流したり、子育て相談ができる身近な居場所である「ももっこステーション」の認定を市町村へ働きかけるとともに、SNS、県のホームページ等により、認知度向上のための情報発信を行う。

##### イ おかやま子育てカレッジ

大学等有する専門知識や施設等を活用した地域ぐるみの子育て支援の取組を行う「おかやま子育てカレッジ」の活動を支援するとともに、カレッジ間のつながりづくりを進めることにより、大学、行政、地域の協働による子育て支援ネットワークを強化する。

## 《縁むすび応援室》

### 1 出会い・結婚支援

令和5年度の県民意識調査では、未婚者の8割以上が結婚の希望を持っているものの、その見通しについては3割以上が「結婚できそうにない」としており、結婚に対する希望と現状に乖離が生じている。出生数に響く実効性のある少子化対策の取組の一つとして、若い世代の結婚の希望をかなえるための支援の強化や、企業等の多様な主体と連携しながら、社会全体で結婚を応援する気運の醸成を促進することが重要となっている。

#### (1) おかやま出会い・結婚サポートセンター事業

少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化・晩産化への対応として、おかやま出会い・結婚サポートセンターを拠点に、結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」を運営する。同ネットの登録無料キャンペーンを継続するとともに、カップルへ交際支援のメール等を送るサポート機能の導入等のシステム改修や、婚活の心構えや進め方、身だしなみ等を掲載した婚活bookの作成など、さらなる利用者サービスの充実を図る。

また、他県や企業等とも連携しながら、多様な出会いの場を提供する。

#### (2) おかやま結婚応援・気運醸成プロジェクト事業

「おかやま縁むすびネット」や結婚支援ボランティア「結びすと」を、インターネット広告をはじめとする様々な媒体を活用して、効果的な周知・広報を行うことで、結婚気運の醸成を図る。

#### (3) 官民連携結婚応援イニシアチブ事業

恋活や婚活に関する事業を実施している民間事業者等と連携を図り、それぞれの強みを生かした取組を展開するとともに、若い世代をターゲットにした情報発信や、恋活・婚活イベントの実施等により、恋愛や結婚を前向きに捉える意識の醸成を図る。

#### (4) 縁むすび応援企業事業

おかやま縁むすびネットやマッチングイベント、結びすと制度などを従業員に周知する「縁むすび応援企業」制度を創設し、おかやま縁むすびネットの認知度向上や、企業が従業員の出会い・結婚を応援する気運の醸成を図る。

#### (5) 企業間の若手従業員交流事業

県内企業の若手従業員を対象としたキャリアアップや、結婚や子育てがしやすい企業環境を考えるワークショップ等の研修会を複数回実施し、企業の枠を超えた若手同士の交流を図る。

#### (6) 企業タイアップマッチングイベント事業

商工団体等と連携し、企業間でのマッチングイベントなどを実施し、新たな出会いの機会を提供する。

#### (7) 結婚新生活支援パワーアップ事業

結婚を考える若いカップルが新生活をスタートする上で、“住まい”は経費面を含めた大きな関心事であるため、結婚への「一歩」を後押しすることを目的として、国の補助事業（結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム）に上乗せして独自の支援を行う市町村に対し、補助を実施する。

**(8) 結婚応援パスポート事業**

結婚を希望するカップルや新婚夫婦が、協賛店に提示することで、料金割引等のサービスを受けることができる「おかやま結婚応援パスポート」をアプリで運用するとともに、協賛店や利用者拡大に向けて、SNS等を活用した広報や利用促進イベントを実施する。

**【交付対象者】**

- \* 2年以内に結婚を希望するカップル
- \* 結婚2年以内の新婚夫婦

**(9) 同窓会等開催支援事業**

同窓会の開催経費の補助を行う市町村に対して、経費の一部を補助することで、同世代の若者の交流を推進し、結婚への関心の喚起のほか、出会いの機会の創出、Uターン・定住の促進等を後押しする。また、市町村が補助する出会いイベント等の開催経費の一部を支援する。あわせて、首都圏において、岡山にゆかりのある若い世代のつながりを促進するための交流会を実施する。

## 《子ども家庭課》

### 1 ひとり親家庭等の自立の促進

経済的、社会的、精神的に不安定な状態に置かれがちなひとり親家庭等に対し、相談体制の充実を図るとともに、就労や生活の支援などの施策により、ひとり親家庭等の自立促進を図る。

#### (1) 生活の支援

母子・父子自立支援員やひとり親家庭支援センターにおいて、家庭紛争や子育てに関する悩みなど生活全般に対する相談支援を実施する。

#### (2) 経済的自立の支援

児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付、ひとり親家庭等に対する医療費の助成、養育費確保のための支援等を実施する。

#### (3) 就業の支援

ひとり親家庭支援センターによる就業相談や就業情報の提供、個々の状況・ニーズに応じた自立支援計画の策定、就職に有利な資格取得のための給付金の支給、高等学校卒業程度認定試験合格のための学び直しの支援等を実施する。

### 2 子どもの貧困の解消に向けた対策

子どもの貧困の解消に向けた県計画に基づき、教育や生活支援、保護者に対する就労支援などの重点施策を、子どもの貧困対策会議等を通じ、関係部局が連携して総合的に推進する。

また、民間団体間のネットワークを作り、各団体の対応力等の向上を図るほか、新たに子どもの居場所を立ち上げる際の経費の補助や、子ども食堂の運営を支援するための基金の活用など、子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長できる環境づくりを推進する。

### 3 児童手当

子どもの健やかな成長に資するため、高校生年代までの児童を養育する者に対し、年齢等に応じて児童手当を支給する。

### 4 子ども災害見舞金

県内で発生した自然災害により被災した子どもの生活の安定のため、全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水のいずれかの被害を受けた子どもを対象として、その養育者等に対し見舞金を支給する。

### 5 児童相談所による相談等の充実

子ども福祉に関する専門的な窓口として、子どもに関する諸問題について相談を受け、助言、指導、判定、措置及び一時保護を行う。

## 6 子ども虐待防止対策の推進

### (1) 行動計画の策定と推進

「岡山県子どもを虐待から守る条例」（平成28年4月施行）に基づき、行政が取り組むべき子ども虐待防止施策に関する行動計画を策定し、発生予防から早期発見・早期支援、虐待を受けた子どもの保護・支援、アフターケアまでの総合的な取組を実施する。

### (2) 県民意識の向上

啓発資材や広報媒体を活用し、虐待防止やヤングケアラーへの理解促進等の普及啓発を実施する。11月の「子ども虐待防止を推進する月間」に行う街頭啓発活動等により、体罰によらない子育てや児童相談所虐待対応ダイヤル「189」などの相談窓口のさらなる周知を図る。

### (3) 関係機関・地域との連携強化

関係機関で構成する「岡山県要保護児童対策地域協議会」や「市町村要保護児童対策地域協議会」が連携し、子どもを守る地域ネットワークを強化することにより、地域ぐるみで要保護児童等を支援する。

### (4) 児童相談所の体制強化

困難事例への対応力強化のため、医師、弁護士等からスーパーバイズを得るとともに弁護士と顧問契約を締結し、常時、助言を得られる体制を整備する。また、全児童相談所に警察職員を配置し、警察との連携強化を図る。

時間外や休日の通告・相談に対応する相談員を配置し、いつでも相談に応じられる体制整備を図る。また、虐待通告を受理した際、職員の指揮の下、子どもの安全確認等の業務を行う児童虐待対応協力員を全児童相談所へ配置する。

また、親子関係の再構築を支援するため、支援員を配置する。

さらに、利用者の利便性向上や相談体制の強化を図るため、水島地区に倉敷児童相談所の分室を設置する。

### (5) 児童相談所の機能強化

児童相談所において子どもの支援に多くの時間を充てることができるようにするため、令和8年3月から導入したICTツール（タブレット等）を活用したシステムを利用し、業務の効率化を図る。

一時保護対応協力員や一時保護連絡調整補助員の配置により、一時保護機能を強化する。

### (6) 職員の資質向上

児童相談所職員の資質向上として、職員の経験年数や職種に応じた体系的な研修を実施し、専門性及び市町村への支援力の向上を図る。

また、市町村、児童養護施設等の職員を対象として、子ども虐待対応力等の強化のための各種研修会を開催する。

### (7) 市町村の支援

すべての妊産婦、子どもやその家族へ一体的に相談支援を行うこども家庭センターの設置を促進するとともに、こども家庭センターに弁護士及び医師等の専門家を派遣し、機能強化を図る。

また、児童相談所に市町村支援児童福祉司を配置し、市町村と児童相談所との連携強化を推進する。

さらに、子どもの権利擁護に係る環境整備等を行う市町村の取組を支援する。

## 7 社会的養育の推進

### (1) 県計画の推進

「岡山県社会的養育推進計画」（計画期間：令和7年度～令和11年度）に基づく取組を通じて、社会的養育を必要とするすべての子どもが、一人ひとりの「意見を聴かれる権利」を保障され、家庭や家庭に近い環境で適切な養育を受けられるよう、子どもの意見を受け止める体制の整備、里親制度の充実、社会的養護経験者の自立支援等に取り組む。

### (2) 子どもの意見を受け止める体制の整備

虐待等の理由により、里親、児童養護施設等や一時保護施設を利用している子どもの意見を聴き、社会福祉審議会を活用した仕組みを通じて、支援内容・養育環境の改善、子ども福祉施策への確実な反映を図る。

### (3) 里親制度の推進

里親・里子支援のための児童福祉司等を全児童相談所に配置し、施設の里親支援専門相談員、里親会等と連携して里親委託を推進するほか、啓発動画やポータルサイト等を活用した里親制度の普及啓発、養育力向上のための研修等を実施する。

また、里親支援センター業務を担う事業者への開設支援や、ファミリーホームでケアニーズの高い子どもへの支援等を行う補助員の配置支援など、里親・里子等への包括的な支援を実施する。

### (4) 児童養護施設等の機能強化

施設の基幹的職員（スーパーバイザー）を養成する研修を実施するとともに、直接処遇職員等の処遇改善のために必要な研修の受講を支援することにより、専門性の向上や人材の確保・定着を図る。

また、施設が計画的に実施するケア単位の小規模化・地域分散化に向けた取組への支援や、児童相談所の機能を補完する児童家庭支援センターの運営支援などにより、機能強化を図る。

### (5) 被措置児童等の虐待防止

対応困難事例に対する研修会等を実施し、施設職員の対応力向上を図るとともに、「子どもの権利ノート」を活用して被措置児童等が意思表示できる仕組みを周知するなど、被措置児童等の虐待防止に向けた取組を推進し、社会的養護の質の確保を図る。

### (6) 児童養護施設等退所者等の支援

児童養護施設等退所者やこれまで公的支援につながらなかった者に対する相互交流の場の提供、生活や就学・就労相談支援、居住・生活支援等の実施により、社会的自立に向けた総合的な支援を実施する。

## 8 青少年総合対策の推進

「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」（計画期間：令和7年度～令和11年度）に基づき、各種施策を推進する。

### （1）岡山県青少年健全育成審議会の運営

岡山県青少年健全育成条例の規定による優良図書の推奨や有害図書の指定等の調査審議及び意見具申を行う。

### （2）青少年対策マトリックスによる連携推進

#### ア 本庁マトリックス

青少年の健全育成及び非行防止対策をより総合的、一体的に推進するため、知事部局、教育委員会及び警察本部によるマトリックスを子ども家庭課に置き、啓発活動の一元化や関係事業の総合調整を図る。

#### イ 地域マトリックス

県民局、教育事務所、警察署を中心とした地域マトリックスを県民局地域づくり推進課に置き、地域の実情に即した青少年対策を総合的に推進する。

## 9 すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

子ども・若者の健やかな成長のための基礎づくりや社会の変化に対応できる力の育成、交流や体験活動等を通じた社会性・自立性の確立などに取り組む。

### ○子ども・若者の自立を育む多様な交流

次代を担う青少年が自然とのふれあいや団体生活を通じて、真の友情や人間本来の生き方を追求する場として「岡山県青少年の島」（瀬戸内市黒島、倉敷市六口島、笠岡市梶子島）を設置している。

## 10 困難な状況にある子ども・若者やその家族への支援

社会生活を営む上で困難な状況にある子ども・若者の問題は深刻化しており、様々な問題が複雑に絡み合っていることが多いため、一人ひとりの状況に応じた適切な支援に取り組むとともに、関係機関・団体等が連携した総合的な支援に取り組む。

### （1）ニート・ひきこもりの若者の支援

ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある子ども・若者の支援をより身近な市町村で組織的に対応するため、各市町村における子ども・若者育成支援計画の策定及び子ども・若者支援地域協議会などの連携体制の整備に向け、助言・働きかけを行う。また、高等学校等との連携により中途退学者等の情報を把握し、青少年総合相談センターに配置している青少年ケアコーディネーターとおかやま子ども・若者サポートネットが連携して早期のケアを実施する。

### （2）青少年の非行防止

#### ア 広域補導の実施

青少年の非行に広域的に対応するため、岡山県広域特別補導協議会に委託し、中高校生に対する列車、バス補導及び各地の催しでの補導を行う。

#### イ 青少年育成（補導）センターとの連携

青少年育成（補導）センターとの連携により、街頭補導、少年相談など非行防止活動の促進に努める。

## 11 子ども・若者とともに育つ地域・社会づくり

家庭や地域、学校等が連携して、子ども・若者の健やかな成長を支えるとともに、子ども・若者を取り巻く社会環境の整備を推進し、子ども・若者とともに育つ地域・社会づくりに取り組む。

### (1) 家庭における教育力の向上

#### ア 青少年健全育成に向けた講師派遣事業

家庭、地域の教育力の向上を図るため、青少年健全育成活動に取り組む各種団体等が開催する講座、研修会又は講演会等に青少年健全育成の分野において専門的知識及び経験を有する講師を派遣する。

#### イ スマホ・ネット問題解決タスクフォース

携帯電話事業者も参画した官民一体の検討チームにおいて、フィルタリングの徹底や家庭でのスマホ等のルールづくりの重要性等についてより効果的な啓発手法を検討、実践し、青少年のスマホ・ネットの適切な利用に向けた対策に取り組む。

### (2) 地域における教育力の向上

#### ア 青少年健全育成県民運動の推進

7月、11月及び3月を「青少年健全育成強調月間」と定め、青少年の健全育成と非行防止について、より一層県民の理解を深めるため、(公社)岡山県青少年育成県民会議等の関係機関・団体と一体となった、県民総ぐるみの運動を集中的に展開する。

#### イ 青少年相談員

青少年を地域で見守り、青少年が気軽に相談できる窓口として、地域の方を青少年相談員として登録し、学校と地域のつなぎ役として活動してもらう。

#### ウ 善行・優良事例の顕彰（「岡山県わかば賞」）

人間性豊かな青少年を育てるとともに、明るい地域社会をつくるため、青少年の善意ある行為、勇気ある行為など、他の青少年の模範となる行為を「岡山県わかば賞」として顕彰する。

### (3) 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

#### ア 青少年健全育成条例

青少年健全育成条例に基づき、優良図書等の推奨及び有害図書等の指定を行うとともに、立入調査員を指定し、教育、警察等関係機関と連携した年間の随時調査、青少年健全育成強調月間中の一斉立入調査等により、関係業者等への周知・指導等を行い、青少年にとって良好な環境づくりに努める。

#### イ 青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例

県民や関係者に条例の周知・広報を行うとともに、条例の遵守状況を確認するため、携帯電話販売店等に対する立入調査を実施する。

## 12 相談体制の充実

青少年総合相談センターにおいて、子ども・若者やその家族が相談しやすい体制の充実に努めるとともに、関係機関との連携を強化する。

### (1) 青少年総合相談センターの運営

青少年総合相談センターにおいて、いじめ、不登校、非行等に関する相談、指導等を総合的に行う。

<相談窓口一覧>

- 「総合相談窓口」（子ども・福祉部子ども家庭課）
- 「教育相談」「進路相談」（教育庁人権教育・生徒指導課）
- 「ヤングテレホン・いじめ110番」（警察本部少年課）

**（２）SNS相談の実施**

青少年のコミュニケーションツールの変化等に合わせ、悩みや不安を抱える青少年が相談しやすい環境の整備を図るため、令和5年5月から青少年総合相談センターでのSNSを活用した相談窓口を通年で開設している。

**（３）青少年相談の充実強化**

高校中途退学者等がニート・ひきこもりへ移行しないよう早期対応するため、青少年総合相談センターに青少年ケアコーディネーターを配置し、相談支援を実施するとともに、困難な相談内容に対応するため、公認心理師を配置して専門相談を実施する。

また、「おかやま子ども・若者サポートネット」を構成する機関等が参加する研修会や事例研修等を通じて、専門的機能を高めるとともに、きらめきプラザ内に集約された相談機関をはじめ、「おかやま子ども・若者サポートネット」の各支援機関等との連携強化を図る。

## 《障害福祉課》

### 1 福祉のまちづくりの推進

障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いの個性と人権を尊重され、あらゆる活動へ主体的に参加し、快適に生き生きと生活できるバリアフリー社会の実現を目指して、岡山県福祉のまちづくり条例に基づき、県民総参加で「心」、「情報」、「物」の3つのバリアフリーによる福祉のまちづくりを推進する。

#### (1) 心のバリアフリーの推進

障害の特性を理解し、自分にできる配慮や支援を行うことにより、障害の有無にかかわらず、互いに人格を尊重し合いながら共生する社会を目指す、あいサポート運動や障害者週間におけるイベント等での普及啓発により、障害のある人への差別解消及び心のバリアフリーを推進する。

##### ア あいサポート運動の推進

研修を通じて、あいサポート運動を実践するあいサポーターを養成するとともに、組織で取り組む企業・団体をあいサポート団体に認定するなど、あいサポート運動を積極的に推進する。

##### イ 障害者週間のイベント等による普及啓発

「障害者週間（12月3日～12月9日）」を中心に各種啓発事業を実施し、県民の障害に関する理解を深め、障害のある人への差別の解消を図るとともに、障害のある人の自立と社会参加を促進する。

#### (2) 情報のバリアフリーの推進

##### ア 意思疎通支援

手話通訳者、要約筆記者等の意思疎通支援者の養成・派遣等の実施により、意思疎通支援の充実を図る。

##### イ 手話言語条例

「岡山県手話言語の普及及び聴覚障害、視覚障害その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例」（令和5年4月1日改正）に基づき、意思疎通支援の充実を図るとともに、手話をはじめ多様な意思疎通手段への理解が進むよう、県民への周知・啓発に努める。

#### (3) 物のバリアフリー

##### ア 生活関連施設の届出・協議

福祉のまちづくり条例に基づき、不特定多数の人が利用する施設（生活関連施設）等について、用途・規模に応じた整備基準や必要な手続きを定め、高齢者や障害のある人等の誰もが利用しやすい環境の整備を促進する。

##### イ パーキングパーミット制度の普及・促進

専用の利用証を交付し、身体障害者等用駐車場を利用できる人を明確にすることにより、対象外の者による駐車を防止し、身体障害者等用駐車場の適正利用を図るため導入した「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の普及を促進する。

#### (4) 福祉移送支援事業の推進

移動制約者・NPO法人・タクシー事業者・市町村等により構成される福祉有償運送運営協議会において、福祉有償運送の必要性等について協議するとともに、福祉移送に従事する事業者のネットワーク形成を支援することを通じて、NPO法人等の特性を生かした福祉移送サービスの普及促進を図り、移動制約者の外出機会の拡大を目指す。

### 2 障害者計画の推進

障害者基本法に基づき、令和6年3月に策定した「第5期岡山県障害者計画」（計画期

間：令和6～10年度）を推進し、全ての県民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、障害や障害のある人についての県民の一層の理解と関心を深めるとともに、県政全般にわたる各種施策を実施する。

### 3 障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

令和6年3月に策定した第7期岡山県障害福祉計画・第3期岡山県障害児福祉計画（計画期間：令和6～8年度）に基づき、障害のある人の地域生活の支援や一般就労への移行等を推進するため、必要な基盤整備や施策等を実施するとともに、各市町村を通じ広域的な見地から障害福祉サービス・障害児支援の提供体制の確保や、障害のある人及び子どもへの支援の充実を図る。また、国が定める基本指針に基づき、次期計画を策定する。

### 4 障害者差別解消法への適切な対応

障害のある人への差別の解消を図るため、職員研修や県民への普及啓発を行うとともに、障害のある人への差別解消に関する相談窓口や障害者差別解消支援地域協議会の運営を行う。

#### (1) 相談窓口

各課室に相談対応責任者を設置し、県民からの相談に応じるとともに、総合相談窓口として、県障害者差別解消相談センターを設置し、情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等の援助を行う。

#### (2) 県障害者差別解消支援地域協議会

関係機関が、相談事例等を情報共有するとともに、連携を図りながら障害者差別解消のための取組を行う。

### 5 障害者スポーツ大会の開催

障害のある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障害に対する正しい理解と認識を深め、障害のある人の社会参加を促進することを目的として、岡山県障害者スポーツ大会を開催する。

平成12年度に設立された岡山県障害者スポーツ協会を核として、平成13年度から身体障害のある人と知的障害のある人のスポーツ大会を統合し、平成20年度からは、精神障害のある人のバレーボールを、平成30年度からは精神障害のある人の卓球を正式競技に加え、大会の充実を図っている。

#### (1) 第26回岡山県障害者スポーツ大会「輝いてキラリンピック」

開催時期 令和8年5月10日

会場 岡山県陸上競技場（JFE晴れの国スタジアム）他

#### (2) 第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」

開催日程 令和8年10月23日～26日

会場 カクヒログループアスレチックスタジアム 他

### 6 身体障害のある人・知的障害のある人の現状等

#### (1) 身体障害のある人

身体障害者福祉法別表に該当し、身体障害者手帳の交付を受けている人の状況は下記のとおりである。

同法施行時は、視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害、肢体不自由が対象であった。その後、内部障害については、昭和42年に心臓・呼吸器の機能障害、昭和47年に腎臓の機能障害、昭和59年にぼうこう又は直腸機

能障害、昭和61年に小腸機能障害、平成10年にヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全機能障害、平成22年4月から肝臓機能障害が対象範囲となっている。

○身体障害者手帳の交付状況（県全体）

障害区分別の推移（各年度3月31日現在）（単位：人）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
視 覚 障 害	4,306	4,341	4,319	4,328
聴 覚 障 害	5,394	5,382	5,338	5,382
音声・言語	752	748	720	723
肢体不自由	34,188	33,156	31,946	31,072
内 部 障 害	23,848	23,941	23,841	23,997
計	68,488	67,568	66,164	65,502

障害等級別の推移（各年度3月31日現在）（単位：人）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1 級	22,716	22,552	22,159	22,053
2 級	9,761	9,645	9,386	9,245
3 級	9,684	9,516	9,314	9,258
4 級	17,293	16,906	16,491	16,210
5 級	4,493	4,437	4,377	4,329
6 級	4,541	4,512	4,437	4,407
計	68,488	67,568	66,164	65,502

年齢別の推移（各年度3月31日現在）（単位：人）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳～17歳	1,060	1,030	998	950
18歳～	67,428	66,538	65,166	64,552
計	68,488	67,568	66,164	65,502

（2）知的障害のある人

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定され、療育手帳が交付された人の状況は下記のとおりである。

療育手帳には身体障害者手帳のように法令により全国統一の基準が定められておらず、都道府県（政令指定都市）ごとに判定基準を設けている。

○療育手帳の交付状況（各年度3月31日現在）（単位：人）

区分	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	A	B	計	A	B	計	A	B	計
18歳未満	1,247	3,176	4,423	1,289	3,296	4,585	1,323	3,314	4,637
18歳以上	5,024	10,826	15,850	5,078	11,158	16,236	5,132	11,491	16,623
計	6,271	14,002	20,273	6,367	14,454	20,821	6,455	14,805	21,260

7 障害福祉サービス等の提供体制の整備

（1）障害福祉サービス、障害児支援の確保

障害のある人が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援等の提供を確保するために必要な経費を負担する。

**(2) 地域生活支援事業等の推進**

日常生活用具給付等事業や移動支援など障害のある人の地域生活を支援する事業について市町村へ補助を行い、障害のある人のニーズに即した事業の実施を推進する。

**(3) 障害福祉サービス等の提供体制の基盤整備**

社会福祉施設等整備費補助事業などにより、障害のある人の地域移行の受け皿としてのグループホーム等の整備促進を図るとともに、防災体制等の強化を図る。

**(4) 障害福祉制度の円滑な運営**

ア 障害者介護給付費等不服審査会の運営

障害支援区分認定等、市町村が行った行政処分に対する不服申立ての審理、裁決を行う障害者介護給付費等不服審査会を運営する。

イ 認定調査員等の資質の向上

障害支援区分認定の適正化を図るため、認定調査員、市町村審査会委員及び市町村職員を対象に研修を実施する。

ウ 市町村への助言・支援

障害福祉サービスの適切な支給決定事務等、制度の着実な運営を推進するため、市町村職員への研修や助言等を行う。

**(5) 人材の養成・確保と資質の向上等**

障害福祉サービス等の質の向上を図るため、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を養成する。

**(6) 医療的ケア児等に対する支援**

岡山県医療的ケア児支援センター（令和4年4月1日開設）において、医療的ケア児及びその家族等の相談に応じ、情報の提供・助言等の支援を行うとともに、地域における支援者の養成を進める。

また、医療的ケア児等の介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児等を一時的に預かる環境の充実を図る。

ア 短期入所サービス拡大促進事業

市町村と連携し、医療的ケア児等の介護をする家族の負担を軽減するため、短期入所の利用日数等に応じ、事業所へ補助する市町村へ助成する。

イ 短期入所事業所開設等支援事業

受入拡大等を図ろうとする短期入所事業所に対して、施設改修（小規模修繕に限る。）の経費の一部を、障害児通所支援事業所に対して、設備整備・備品購入等に要する経費の一部を補助し、受入環境の充実を図る。

ウ 医療的ケア児等支援者養成事業

医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーター養成研修を実施するとともに、当該研修修了者の資質向上のためのフォローアップ研修等を実施する。

**(7) 強度行動障害のある人に対する支援**

強度行動障害のある人が地域で安定して生活できるよう、支援者の人材育成や受入事業所等に対する専門家の派遣コンサルテーションの実施など、地域の支援体制の充実を図る。

ア 標準的な支援の普及・定着

強度行動障害のある人に対する適切な支援を行う者を養成する法定研修を実施するとともに、事業所における支援の中心的な役割を果たす人材の育成を進める。

#### イ 強度行動障害への理解促進事業

強度行動障害への理解促進を図るため、県民や関係者を対象としたシンポジウム等を開催する。

#### ウ 困難群に対する支援

保護者や事業所等からの相談助言を行う窓口を設置するとともに、事業所や病院、学校、保護者等からの依頼に応じて、各分野の専門家（スーパーバイザー）を派遣し、ケース検討や環境整備等に関する具体的な助言等を実施する。

### （８）障害のある人の就労支援の推進

一般就労を希望する障害のある人の就労、生活の両面をサポートする障害者就業・生活支援センターを中心として、福祉事業所から一般就労への移行をより一層促進する。また、就労定着に向けた支援にも重点的に取り組み、障害のある人の就労を一体的に支援する。

一般就労が困難な障害のある人については、福祉的就労による所得の向上を図るため、国の基本方針や県内の事業所の実態等を踏まえて策定した「第５期岡山県工賃向上計画」（計画期間：令和６～８年度）に基づき、岡山県セルフセンターの共同受注窓口の取組等により支援する。

また、岡山県農福連携サポートセンターを中心に農業・水産業と福祉の連携を深め、農業・水産業分野における取組の拡大を図る。

## ８ 各種障害福祉施策

### （１）発達障害のある人のトータルライフ支援の推進

発達障害のある人が自立した生活を送ることができるよう、中核機関である県発達障害者支援センターを中心として市町村や関係機関が連携するとともに、身近な地域全体で発達障害のある人とその家族への支援体制を整備する。

#### ア 早期支援の推進

専門の医療機関での診断後、継続的なフォローアップが身近な地域で受けられるよう、医療機関のネットワーク化や発達障害への対応力のある地域の医療機関の増加を図るとともに、専門の医療機関や療育機関が少ない県北地域で、必要な診察や療育を早期に受けられることができる体制づくりに取り組む。

また、保護者が身近な地域できめ細かな支援が受けられるよう、地域の支援者の養成等、地域の家族支援体制づくりを推進する。

#### イ 身近な地域で発達障害のある人を支える社会づくり

発達障害の正しい理解のもと、身近な地域で、ライフステージごとのニーズに応じたきめ細かな支援が受けられるよう、教育、福祉、労働等の関係機関が相互に連携し、発達障害のある人一人ひとりに、「切れ目のない」支援を実施する。

### （２）聴覚障害児支援の推進

聴覚障害児とその家族に対する相談支援の拠点となる「岡山県聴覚障害児支援センター」において、医療・保健・福祉・教育等の関係機関との連携の下、早期発見から適切な情報提供や療育等の切れ目のない支援を推進する。

### （３）障害者医療費公費負担制度

重度の身体・知的障害のある人が必要とする医療を受けやすくするため、その医療費を公費負担する市町村に対して補助金を交付する。

### （４）手当等

特別障害者手当、特別児童扶養手当、心身障害者扶養共済年金等の支給などにより、障害のある人の生活基盤の強化を図る。

**(5) 更生相談**

更生相談所において、施設への入所に係る情報提供、医学的、心理学的及び職能的判定、身体障害者手帳及び療育手帳の交付等を行い、身体障害のある人や知的障害のある人の更生相談に総合的に応じる。また、交通の不便な地域に出向き、障害のある人の相談、補装具の判定などを行う巡回更生相談を実施する。

**(6) 療育等の充実****ア 難聴児補聴器交付事業**

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に補聴器の購入費用の助成を行う市町村に対して、補助金を交付する。

**イ 障害児等療育支援事業**

在宅障害児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図る。

**(7) 障害者虐待防止対策**

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、県に障害者権利擁護センターを設置し運営するとともに、市町村向けの法律相談窓口を設けるなど、市町村が設置運営する障害者虐待防止センターの支援を行う。また、普及啓発や研修を実施し、障害のある人に対する虐待防止に向けた取組を推進する。

**(8) 交流事業**

在宅の障害のある人の社会参加を促進し、県民の障害のある人への理解と意識の高揚を図るため、各種活動への参加と交流を促進する。

**ア 文化芸術活動の推進****(ア) 障害のある人のアートギャラリー**

障害や障害のある人への理解を深めるため、県庁1階の県民室等において、障害のある人が制作した絵画作品等の展示を行う。

**(イ) 知的障害者福祉展**

知的障害のある人の福祉について、社会の理解を深めるため、知的障害のある人の制作した作品の展示等を行う福祉展を開催する。

**イ 健康の森学園交流促進事業**

岡山県健康の森学園において、地域住民等との交流を促進することにより、障害のある人への理解と意識啓発を図る。

**(9) 基金事業**

障害のある人の自立と社会参加を促進し、地域における連携の強化を図るために設置した「岡山県愛とふれあいの基金」を活用して、障害のある人の福祉の向上を図る。

**9 県立施設等****(1) 視覚障害者センター**

視覚障害者センターにおいて、(福)岡山県視覚障害者協会への指定管理により、点訳・朗読奉仕員養成事業、視覚障害のある人に対する情報提供など、福祉増進のための各種事業を実施する。

**(2) 聴覚障害者センター**

聴覚障害者センターにおいて、(公社)岡山県聴覚障害者福祉協会への指定管理により、手話通訳者や要約筆記者等の養成・派遣、聴覚障害のある人の相談など、福祉増進のための各種事業を実施する。

**(3) 健康の森学園**

健康の森学園は、障害のある子ども等の教育と基本的な生活から就労に至るまでの一貫した指導訓練を行うために、特別支援学校（全寮制）と障害者支援施設（入所）及び就労継続支援事業所（通所）を一体的に設置したユニークな学園であり、障害者支援施設と就労継続支援事業所については、指定管理により（福）健康の森学園が運営している。

## 《長寿社会課》

## 1 高齢者保健福祉施策の推進

本県の高齢化率は31.5%（令和7年10月1日現在）に達しており、高齢者が健康で安心して暮らせる社会を実現するための各種施策を積極的に推進する必要がある。

このため、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を中核的な基盤として、地域共生社会の実現を目指し、令和6年3月に策定した「第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」（計画期間：令和6～8年度）に基づき、広域的な観点から介護保険の円滑な運営や介護予防も含めた高齢者保健福祉施策の総合的な推進に努める。

## ○高齢化率の推移

(単位：%)

区分	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
岡山県	28.6	29.2	29.6	30.0	30.2	30.5	31.0	31.1	31.3	31.4	31.5
全国	26.7	27.3	27.7	28.1	28.5	28.7	28.9	29.1	29.1	29.3	29.4

※各年10月1日現在

## (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の推進等

## ア 計画の概要等

## (ア) 計画の概要

地域包括ケアシステムを中核的な基盤とする地域共生社会の実現と認知症施策の推進を基本理念とし、基本的考え方や現状等と目標、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた市町村支援、介護サービス基盤の整備、人材の確保・育成等に向けた取組等について定めている。

## (イ) 計画の推進

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた市町村の取組に対して助言・支援を行うとともに、介護サービスの基盤整備や人材の確保に向けた取組を進める。

また、保険者機能強化推進交付金等（都道府県分）を積極的に活用し、市町村支援の取組を強化する。

## (ウ) 進行管理

計画の進捗状況や介護サービスの実施状況等を把握し、進行管理を行うとともに、市町村及び岡山県介護保険関連団体協議会等との連携を図る。

## (エ) 介護保険制度推進委員会の運営

計画の進行管理等について審議・検討するため、学識経験者、保険者・被保険者の代表、サービス事業者等で構成する委員会を運営する。

## (オ) 「第10期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画・第1期岡山県認知症施策推進計画（仮称）」の策定

要介護認定者数や介護サービスの提供状況、施設の整備状況など第9期計画の実施状況を踏まえるとともに、国が定める基本指針に基づき、第10期計画（計画期間：令和9～11年度）を策定する。あわせて、認知症施策の推進については、国の定める「認知症施策推進基本計画」に基づき、県の実情に即した計画を策定する。なお、策定にあたっては、第4次晴れの国おかやま生き生きプランの基本方針等を踏まえるとともに、県保健医療計画等との整合性を確保する。

## ○介護保険の施行状況

(単位：人)

第1号被保険者数	563,453	65歳以上75歳未満	223,991
		75歳以上85歳未満	227,842
		85歳以上	111,620
要介護（要支援）認定者数	126,231	要支援	37,992

		要介護	88,239
サービス受給者数	109,490	居宅サービス	74,464
		地域密着型サービス	18,619
		施設サービス	16,407

※令和7年10月末現在

#### イ 老人福祉施設等の整備等

##### (ア) 老人福祉施設等の整備

「第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」等に基づく施設整備を着実に進めることとし、広域型及び地域密着型施設の整備等について、地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用した市町村への補助により、市町村の実情に即した基盤整備の促進を図る。

また、高齢者施設の防災・減災対策を推進するため、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用した非常用自家発電設備の整備やブロック塀等の改修等を実施する法人への補助を行う。

##### (イ) 軽費老人ホーム運営費補助

軽費老人ホームの利用者負担を軽減するため、運営費の一部を補助する。

#### ウ 介護現場の生産性向上

生産性向上に資する様々な施策や支援に関するワンストップ窓口となる介護生産性向上総合相談センターを設置し、各種相談対応や研修会の開催、専門家派遣による伴走支援などを行うことで、個々の施設、事業所の実情に応じた業務の改善や効率化を支援する。

#### エ 介護分野の職員の賃上げ等支援

介護従事者に対して幅広く賃上げ支援を実施し、生産性向上や協働化に取り組む介護サービス事業所等の介護職員に対して賃上げ支援を上乗せするとともに、介護職員について、職場環境改善に取り組む介護サービス事業所等に対し、必要な費用を補助する。

#### オ 介護保険制度の円滑な運営と介護サービスの質の向上

##### (ア) 介護給付の適正化の推進

介護サービスがより一層利用者の自立支援に資するものとなるよう、市町村が実施する適正化事業を支援し、介護給付の適正化を着実に推進する。

また、要介護認定の適正化を図るため、認定調査員や認定審査会委員、主治医、市町村職員を対象にした研修を実施する。

##### (イ) 介護支援専門員の養成等

介護支援専門員（ケアマネジャー）を養成するとともに、就業後の資質向上を図るための法定研修を実施する。

##### (ウ) 介護保険審査会の運営

市町村が行った要介護認定等に対する不服申立ての審理及び裁決を行う介護保険審査会を運営する。

#### カ 介護保険の保険者である市町村への助言・支援

##### (ア) 市町村への助言

市町村が行う介護保険制度運営に係る事務事業（被保険者資格の管理、保険料の賦課徴収、保険給付の実施、介護認定審査会の運営、苦情への対応、会計処理等）に関して、必要な助言を行う。

##### (イ) 介護保険財政への支援

介護給付費負担金、地域支援事業交付金、低所得者保険料軽減負担金の交付や、介護保険財政安定化基金による貸付等を行うとともに、低所得の高齢者等の利用者負担の軽減のため、低所得利用者負担軽減事業を行う市町村への助成を行う。

## (ウ) アウトリーチ支援

市町村が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることができるよう、保健師等の専門職で構成する市町村サポートチームを課に配置し、アウトリーチによる伴走型の支援を行う。

## キ 高齢者の地域生活を支える取組の充実

## (ア) 地域包括支援センターの機能強化

市町村が設置する地域包括支援センターのさらなる機能強化を図るため、センター職員の資質向上を図るための研修等を実施する。

## (イ) 介護予防・日常生活支援総合事業の支援

市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向け、市町村職員等への研修や地域ケア会議等へのアドバイザー派遣に加え、NPO・ボランティアなど多様なサービスの担い手による生活支援事業等の重要性について、広く県民に情報発信するフォーラムの開催など、広域的な観点から市町村を支援する。

## (ウ) 介護予防加速化事業

地域の通いの場に自力での参加が難しくなった高齢者のための住民互助の通所付添サポート事業のさらなる普及を図るため、市町村へのアドバイザー派遣や立ち上げ支援等を行う。

## (エ) 高齢者在宅生活支援事業

高齢者の居宅における日常生活を容易にするとともに、介護者の負担を軽減するため、高齢者の居住に適するよう住宅を改造する場合に、その費用の一部を助成する市町村に対し補助を行う。

## ク 高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待防止法に基づき、市町村が行う措置に関し必要な援助・助言を行うとともに、市町村職員や施設職員等に対する研修の実施、法律相談窓口の設置等により、高齢者虐待の防止や権利擁護を推進する。

## ケ 高齢者の生きがいくくりと社会参加の促進

地域における高齢者の社会参加活動の中核的役割を担う老人クラブが、活発で幅広い活動が行えるよう支援するとともに、長寿社会推進センター（岡山県社会福祉協議会）による高齢者の生きがいくくりと健康づくり、社会参加等を促進する。

## ○老人クラブの状況（助成対象外の政令指定都市及び中核市を含む。）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
老人クラブ数（クラブ）	2,297	2,216	2,143
会 員 数（人）	116,688	110,218	103,570
60歳以上人口（人）	663,276	659,608	656,649
老人クラブ加入率（%）	17.6	16.7	15.8

※各年度末現在（60歳以上人口は各年度10月1日現在）

## 2 認知症施策の推進

認知症については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい理解に基づく認知症の人やその家族への支援等を通じて、地域での総合的かつ継続的な支援体制の確立に努める。

## (1) 早期診断・早期対応を行う医療機関の整備等

認知症の早期診断・早期対応を推進するため、全ての二次保健医療圏に8か所の認知症疾患医療センターを設置し、専門的な医療の提供や地域における医療提供体制の整備を図る。

また、認知症サポート医の養成に加え、かかりつけ医や看護職員等に対する対応力向上研修を実施するほか、介護従事者に対する体系的な研修を行うことで、認知症の人に対する介護サービスの向上を図る。

**(2) 普及啓発・家族支援**

認知症の人やその家族を支援するため、相談に対応する認知症コールセンターを設置するとともに、介護する家族等の交流会を開催するほか、認知症の人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを市町村と協力して養成する。

また、認知症の中核症状等を疑似体験できるVR機材を活用し、認知症への理解を深める出前研修会を実施する。

**(3) 市町村の取組の支援**

認知症の人やその家族に対する地域での支援体制の構築に向け、岡山県認知症施策推進会議を通じた関係団体の連携強化や市町村職員等への研修等を実施する。

また、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした様々な支援者をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」の整備や認知症の人同士が語り合う本人ミーティングを開催する市町村を支援する。

**(4) 若年性認知症の人への支援**

若年性認知症の人やその家族が適切な支援を受けられるよう、おかやま若年性認知症支援センターに医療、介護、福祉、雇用等の関係機関のつなぎ役となるコーディネーターを配置し、個別支援等を行うとともに、若年性認知症の人と家族が集う交流会を開催する。

**(5) 成年後見制度の利用促進**

認知症高齢者等の増加が見込まれる中、県内どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、関係団体と連携して体制整備や普及啓発を図るとともに、早期の段階からの相談の実施など利用促進の取組を行う市町村を支援する。

**3 後期高齢者医療制度**

後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、運営主体である後期高齢者医療広域連合及び市町村に対して、適切な予算編成、保険料の賦課・徴収、医療費適正化、制度改正への対応などについて助言等を行うとともに、療養の給付等に要する費用の負担を行う。

【運営主体】岡山県後期高齢者医療広域連合（全市町村が加入する特別地方公共団体）

【被保険者】75歳以上の人及び65～74歳の人で一定の障害の状態にある人

【県負担対象額】総医療費から一部負担金等を控除した額の1/12

**4 国民健康保険**

市町村国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高く、医療技術の高度化による医療費の増加等に伴い財政運営が不安定になりやすい構造的課題を抱えているため、平成30年度から、県も財政運営の責任主体として保険者となっており、県内の統一的な取組指針である第3期岡山県国民健康保険運営方針（対象期間：令和6～11年度）に基づき、市町村と一体となって、安定的な財政運営と効率的な事業の推進に努める。なお、第3期岡山県国民健康保険運営方針については、3年ごとに必要に応じて見直すこととされており、改定後3年目となる今年度、これまでの取組状況を踏まえた中間見直しを行う。

**(1) 国保事業費納付金の徴収及び標準保険料率の算定**

医療費の動向を踏まえ、市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮し、市町村と算定方法等の協議を行った上で、国保事業費納付金の額を決定するとともに、市町村が保険料率を決定する際の参考となる標準保険料率を算定する。

**(2) 保険給付費等交付金の交付等**

県の国民健康保険事業特別会計において、市町村が保険給付に要する費用の全額を市町村へ交付する。

また、市町村の国保財政の安定化を図るため、保険給付増や保険料収納不足により財源不足となった市町村への国保財政安定化基金の貸付・交付や、県特別会計が収支不足

となった場合の対応を行う。

### (3) 医療費適正化に向けた取組

市町村が行うレセプト点検について、医療給付専門指導員による広域的又は専門的な観点からの支援を行うとともに、実地指導や研修会等により点検スキルの向上等を図る。

### (4) 保険者及び保険医療機関等に対する助言等

#### ア 保険者に対する助言等

国民健康保険事業の適正な運営を図るため、適切な予算編成、保険料（税）収納率の向上、医療費適正化、制度改正への対応などについて助言等を行うとともに、必要な財政支援を行う。

#### イ 保険医療機関等の指導等

保険診療・保険調剤の質的向上と適正化を図るため、国の指導大綱等に基づき、中国四国厚生局岡山事務所と共同して、保険医療機関等に対する個別指導等を行う。

### ○市町村国民健康保険の状況

区分 年度	世帯数	被保険者数		国保 加入率
		総数	介護2号(割合)	
令和4年度	236,738世帯	351,324人	102,412人(29.2%)	18.8%
令和5年度	227,738世帯	332,896人	99,191人(29.8%)	18.0%
令和6年度	219,708世帯	316,651人	96,761人(30.6%)	17.3%

※世帯数・被保険者数は年間平均数

### ○決算（県特別会計）

（単位：百万円）

区分 年度	歳入 総額	歳出 総額	単年度 収 支	実質単年度 収 支
令和4年度	177,655	170,998	△1,475	△ 574
令和5年度	175,096	168,779	△ 572	523
令和6年度	168,457	162,903	1,398	404

### ○決算（市町村特別会計）

（単位：百万円、%）

区分 年度	歳入 総額	歳出 総額	単年度 収 支	実質単年度 収 支	収納率
令和4年度	192,187	188,996	△ 46	△ 59	94.97
令和5年度	188,616	186,787	△3,948	△3,924	94.82
令和6年度	180,486	178,893	△1,803	△1,740	94.62

第5 令和8年度子ども・福祉部当初予算額一覧表

(単位:千円)

区 分	令和8年度			令和7年度			比較(%)		
	当 初 予算額	財 源 内 訳		当 初 予算額	財 源 内 訳		予 算 額	一 般 財 源	
		特 定	一 般		特 定	一 般			
義 務 的 経 費	120,590,927	2,521,672	118,069,255	115,659,932	2,327,746	113,332,186	104.3	104.2	
内 訳	人 件 費	2,952,747	178,681	2,774,066	2,923,762	169,422	2,754,340	101.0	100.7
	公 債 費	0	0	0	0	0	0	—	—
	社会保障関係費	117,230,513	1,986,785	115,243,728	112,325,275	1,798,594	110,526,681	104.4	104.3
	そ の 他	407,667	356,206	51,461	410,895	359,730	51,165	99.2	100.6
一 般 行 政 経 費	13,122,256	4,537,902	8,584,354	14,043,435	5,636,827	8,406,608	93.4	102.1	
内 訳	運 営 費	929,743	127,825	801,918	875,102	138,567	736,535	106.2	108.9
	事 業 費	12,192,513	4,410,077	7,782,436	13,168,333	5,498,260	7,670,073	92.6	101.5
投 資 的 経 費	0	0	0	0	0	0	—	—	
内 訳	公共事業等費	0	0	0	0	0	—	—	
	国直轄事業 負担金	0	0	0	0	0	—	—	
	災害復旧 事業費	0	0	0	0	0	—	—	
一 般 会 計 の 計	133,713,183	7,059,574	126,653,609	129,703,367	7,964,573	121,738,794	103.1	104.0	
特 別 会 計 の 計	161,653,482	161,653,482	0	164,390,282	164,390,282	0	98.3	—	
合 計	295,366,665	168,713,056	126,653,609	294,093,649	172,354,855	121,738,794	100.4	104.0	